

第6回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等 大規模氾濫に関する減災対策協議会

【その他報告事項】

・事務所からの報告

- ① 各流域の減災に係る取組方針の改定の概要…………… 1
- ② 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会…………… 21
- ③ 洪水ハザードマップの作成状況及び課題…………… 44
- ④ 要援護者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題…………… 45
- ⑤ みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）について…………… 46
- ⑥ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組について…………… 50

・県からの報告

- ⑦ 水害対応タイムライン策定について…………… 55
- ⑧ 県管理ダムにおけるホットラインの構築…………… 58
- ⑨ 市町村担当者（防災・建設）の方にお願ひしたいこと
（地域防災計画の作成及び防災訓練の実施について）…………… 59
- ⑩ 新型コロナウイルス感染拡大防止の関係通知…………… 61

各流域の減災に係る取組方針の改定の概要

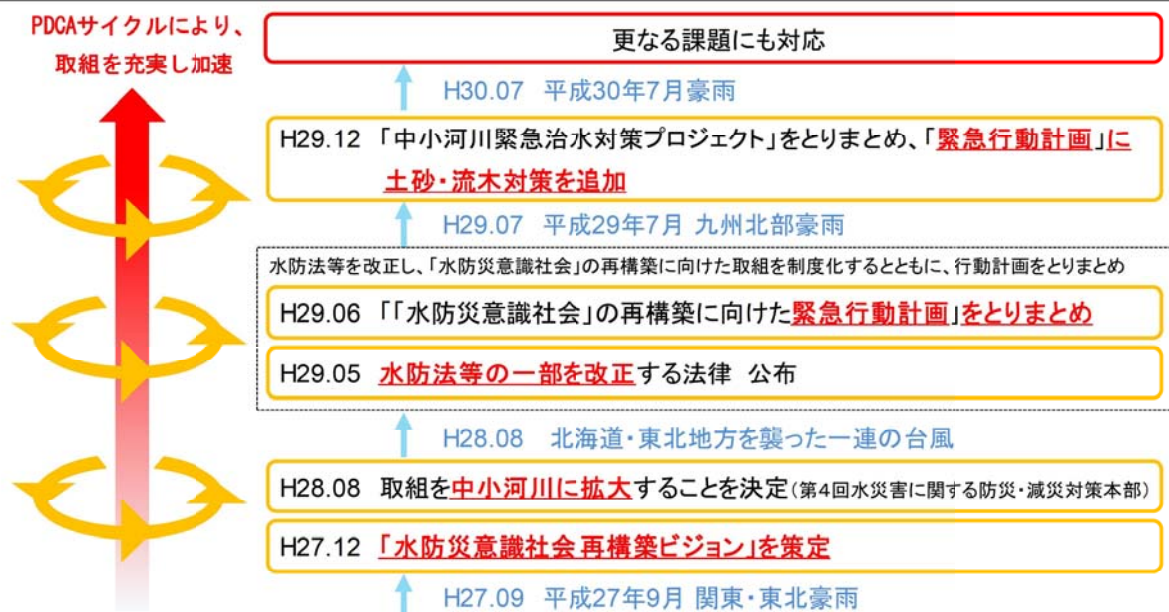
令和2年2月17日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1

「水防災意識社会」を再構築する取組の状況

○平成27年9月関東・東北豪雨を受け、「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生する」との考えのもと、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を始め、近年、水災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、水防災意識社会の再構築の評価を行いながら、取組を充実してきた。



国土交通省 H30.12
大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～
基本的な考え方に関する参考資料 より抜粋

2

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申(概要) ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～

＜諮問内容＞ 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方はいかにあるべきか

○水災害の主な特徴と課題

【豪雨・水災害の特徴】

- 停滞した前線に大量の湿った空気が供給され、前例の無いほど大量の総雨量を記録。地球温暖化による水蒸気量の増加も寄与
- 広島県や岡山県、愛媛県では、多くの場所で24時間以上の長時間の降水量が過去の記録を更新
- 中小河川のみならず、大河川の氾濫や都市部における内水氾濫、土石流等が各地で発生
- バックウォーター現象等による本川と支川の合流部の氾濫や土砂と洪水が同時に氾濫する土砂・洪水氾濫等の複合的な要因による水災害が発生

【人的被害の特徴】

- 土地のリスク情報や市町村の避難情報、防災情報等は出されていたものの、逃げ遅れによる人的被害も発生
- 避難情報が発令されていない場合やダム下流部では浸水区域図が示されず、ダムの放流情報等が避難に活用されていない地域が存在

【社会経済被害の特徴】

- 防災拠点、上下水道等のライフライン施設、交通インフラの被災により、地域の応急対応等への支障や、経済活動等へ甚大な被害が発生
- 被災地が広域に及んだため、被害状況把握や早期復旧支援等の地域支援のために全国から多数の応援が必要

○緊急的に実施すべき対策

(1)施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組

＜ソフト対策＞

- ① 平時から災害時にかけての災害情報とその伝達方策の充実・整理
- ② リスク情報の空白地帯の解消
- ③ 避難行動につながるリアルタイム情報の充実
- ④ 災害を我がことと考えるための取組の強化

＜避難を支援するハード対策＞

- ⑤ 減災のためのハード対策の実施
- ⑥ 逃げ遅れた場合の応急的な避難場所の確保

＜被害を未然に防ぐハード対策＞

- ⑦ 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の保全
- ⑧ 現行施設の能力を上回る事象に対する対策

(2)社会経済被害の最小化や被災時の復旧・復興を迅速化する取組

- ① 社会経済被害の最小化を図るための対策
- ② 被災地の早期復旧を支援

(3)気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対応する取組

- ① 気候変動への適応
- ② 広域かつ長期的な大規模豪雨に対する対策
- ③ 住民の住まい方の改善

3

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進



・河道掘削や樹木伐採



・遊砂地等の整備

○社会経済被害を最小化する対策の推進

○長時間の降雨による洪水氾濫や内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害への対策強化

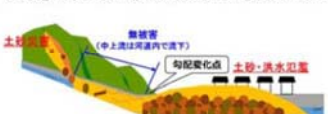
・バックウォーター現象



本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる

・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



土砂災害 (中上流は河道内で発生)
堆積地点 土砂・洪水氾濫

避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、応急的に避難できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

○避難路や避難場所の安全を確保



・後付式の流木捕捉工や強靱ワイヤーネットを活用した緊急整備



・掘削土砂を活用した高台の整備

住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成



避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携



○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画

多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

国土交通省 H30.12

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～
基本的な考え方に関する参考資料 より抜粋

4

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制 ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置 ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画 ・土砂災害への防災体制、防災意識の普及などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置	(3) 被害軽減の取組 ① 水防体制に関する事項 ・重要水防施設の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検 ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等 ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有 ・民間企業における水害対応BCPの策定を推進等
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ① 情報伝達、避難計画等に関する事項 ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施 ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成 ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知等 ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・防災教育の促進：防災教育に関する支度を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進 ・住民一人一人の適切な避難確保：マイタイムラインの作成等を推進 ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了等 ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充 ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置 ・円滑な避難の確保：代替的な避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備 ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置等	(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成 ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施等 (5) 防災施設の整備等 ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施 ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施 ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施 ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策 ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等
(6) 減災・防災に関する国の支援 ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設 ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害に備えた初動対応能力の向上等	

国土交通省 H31.1 「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定 より抜粋

5

○緊急行動計画改定（平成31年1月29日）に伴う大規模氾濫減災対策協議会で取り組む内容

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方

平成30年12月13日付
社会資本整備審議会

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について

平成31年1月29日付

2. 今後、どのように進めるか検討すべきもの

- 報道機関等のメディアとの連携
- 利水ダム管理者などの連携

など

本減災対策協議会における取組方針の追加内容

1. 主な今後の取組（案）

赤字：市町村が関係する取組

【ハード整備】

- 本川と支川の合流部等の対策
- 多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採・河道掘削等）
- 流木や土砂の影響への対策（透過型砂防堰堤の整備等）
- 土砂・洪水氾濫への対策（砂防堰堤の整備等）

① 応急的な退避場所の確保

- ダム放流警報設備の耐水化や水文観測所の停電対策

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の耐水化・改良

【ソフト対策】

- ③ 地域防災力向上のための人材育成
- ④ 災害リスクの現地表示（土砂災害警戒区域等の標識設置等）
- ⑤ 災害の状況や高齢者の被災リスクを踏まえ、地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携（避難行動の支援促進やハザードマップの掲示等）
- ⑥ 避難訓練への地域住民の参加促進
- ⑦ 住民一人一人の避難計画の作成（マイタイムライン等）
- ⑧ 適切な土地利用の促進（水害リスクの高い区域の災害危険区域指定等）
- 水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進
- 住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有
- ⑨ 浸水実績等の周知
- ⑩ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- ダム等の洪水調節機能の向上・確保
- ⑪ 早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）

など



本幹事会提案後、総会に向け各機関が取組内容を検討

3

6

① 応急的な退避場所の確保

参考事例：滑川市

<https://www.city.namerikawa.toyama.jp/kurashi/6/4/2013.html>

平成20年1月10日 災害時における協力体制に関する協定

富山医療福祉専門学校

校舎を災害時要援護者の避難所として利用・医療用資材等の提供・学生のボランティア派遣

参考事例：黒部市

https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/fushiki/ibento2_2.html

平成29年 生地鼻灯台を津波等の緊急避難場所とする協定を締結

平成29年12月19日、生地鼻灯台において伏木海上保安部（伏木海上保安部長：福井 孝之）と黒部市（黒部市長：堀内 康男）との間において、敷地を一時避難場所とする「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」の締結式が行われました。同灯台が所在する黒部市生地地区は、富山湾東部の沿岸部に面しており過去何度も高波（寄り回り波）の被害に遭っており、同灯台敷地は海拔4.5メートルの高台にあることから、周辺の低地に住む住民から黒部市に対し緊急避難場所として要望されていたものです。



取組内容のイメージ：水害発生時の応急的な退避場所の確保について検討する。等

7

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の耐水化・改良

参考事例：射水市

<http://www.city.imizu.toyama.jp/appupload/EDIT/015/015082.pdf#search='%E5%BA%81%E8%88%8E+%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%A9%9F+%E5%B0%84%E6%B0%B4%E5%B8%82'>

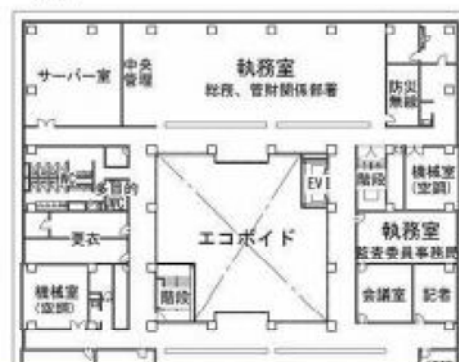
平成28年 新庁舎

【災害対策】

- ・支持層までの杭と表層改良による地盤改良で締固めるなど液状化対策に配慮
- ・水害対策として、1階床高を地盤面から50cm高くするとともに止水板を設置
- ・最上階に非常用発電機を設置
- ・設備機械室は、最上階に、サーバー室と中央管理室は、4階に設置します。



4階



取組内容のイメージ：水害発生時に防災体制に支障が出る庁舎・災害拠点病院の耐水化を検討する。等

4

8

③地域防災力向上のための人材育成

参考事例：富山市

<https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danijosankakusiminkyodo/borantiajoho.html>

市災害ボランティア本部

市内で災害が発生し「市災害対策本部」が設置された場合、市、市社会福祉協議会、市災害ボランティアネットワーク会議とで「市災害ボランティア本部」の立ち上げについて協議し、連携して立ち上げを行う。

富山市総合防災訓練への参加

富山市災害ボランティアネットワーク会議の構成メンバーが自主的に訓練に参加し、実践的な訓練を行うことで、災害ボランティア本部の担う役割やその運営方法を具体的に習得することを目的としています。

令和元年度の訓練の様子

令和元年9月28日(土曜日)に、富山県広域消防防災センター(富山市惣在寺)で行われた訓練の様子を紹介します。今回の訓練には、構成団体から40名が参加し、災害ボランティア本部の業務担当役とボランティア役に分かれての実務訓練を行いました。



取組内容のイメージ：地域防災力向上のため人材育成を行うための講習会を実施。等

9

④避難訓練への住民参加促進

参考事例：高岡市

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/somu/bosai/bosai/sonaeru/chiiki/documents/renkyonews.pdf>

令和元年

川原校下で防災訓練が実施されました

今年度、川原校下において新たに自主防災組織連絡協議会が結成され、あわせて校下単位での大規模な防災訓練も実施されました。訓練では避難訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練、傷病者搬送訓練等が行われ、講習会では危機管理室から災害リスクの説明と台風第19号による長野市内の被災状況の報告を行いました。

開催日時：令和元年11月9日 午前9時30分～

開催場所：高岡市立川原公民館

実施主体：川原校下自主防災組織連絡協議会【参加者数 180人】



川原校下防災訓練

令和元年

庄川・小矢部川総合水防演習を実施しました

庄川・小矢部川総合水防演習は、水防技術の向上・伝承や地域社会全体の防災意識の普及と防災意識の向上などを目的に、庄川では20年ぶりに開催されました。演習には開催地の地元自治会・自主防災組織の皆様をはじめ、水防活動を担う消防団、防災関係機関や災害時の支援団体など、見学者を含め総勢約2,300人が参加し、タイムラインに基づき各種訓練を実施しました。

●日時：令和元年5月18日(土)午前8時30分～午前11時20分まで

●場所：高岡市出来田地先(大門大橋付近 大門カイトパーク上流)

●内容：水防工法実施訓練、避難訓練等

●主催：高岡市、北陸地方整備局、富山県、富山河川国道事務所水防連絡会



開会式の様子



避難訓練の様子

取組内容のイメージ：洪水ハザードマップに基づく避難計画を各地区において実施。等

5

10

⑤地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携

代表的な取組例3 高齢者の避難行動に対する理解促進

- 高齢者が地域で安心・安全に生活を送るためには、災害時における高齢者の適切な避難行動に結びつくよう、日頃より、高齢者一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要。
- 水害については、大規模氾濫減災協議会において、ハード・ソフトの両面から、防災・減災への取組を関係者が連携して実施中。
- 高齢者の日頃からの生活に関する支援については、地域包括支援センターやケアマネジャーが核となり実施中。
- 防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

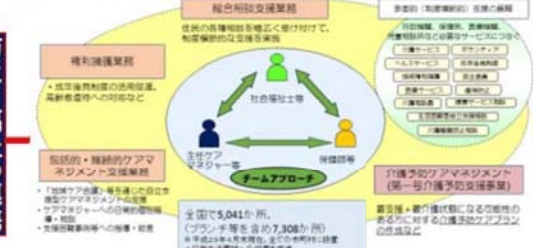
<大規模氾濫減災協議会>

地域で多様な関係者が連携して洪水対策を総合的かつ一体的に推進する機関



<地域包括支援センター>

市町村が設置する地域の高齢者の保健医療や福祉の増進を包括的に支援する機関



【取組】大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施

- (例)
- ・ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施（高齢者と接するケアマネジャーに地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る）
 - ・地域包括支援センターへのハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等の設置
 - ・大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力、大規模氾濫減災協議会において地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例の共有等

平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ（第3回）資料抜粋

11

⑦住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

参考事例：小矢部市

http://bousaisi-oyabe.jp/2019_demae06/

令和元年【出前講座】 東部地区 マイ・タイムライン

今年度6回目となる出前講座。東部地区です。
東部地区では、過去にも、DIG(2017年)とR-DIG(2018年)を開催しております。
【日時】11月4日 15:00～18:00
【場所】東部公民館
【参加】一般住民の方、40名程度
【内容】マイタイムライン講習



令和元年 【出前講座】津沢地区 マイタイムライン講習

津沢地区にて毎年恒例の出前講座を開催いたしました。
毎年依頼頂きましてありがとうございます。
【日時】8月4日 13:00～16:00
【場所】津沢コミュニティプラザ
【内容】マイタイムライン講習 自分で備える事前防災
【参加】70名程度
まずは、タイムラインの事を簡単に説明し、その後「マイタイムライン」の説明をしました。



取組内容のイメージ：マイタイムライン作成の講習会を実施。
小中学校の授業において、マイタイムライン作成を促す。等

⑧適切な土地利用の促進（災害危険区域の指定等）

平気候変動下の都市における戦略的水害リスク低減方法の開発より抜粋

（３）札幌市における建築基準法第３９条の災害危険区域等指定による規制・誘導

１）概要

建築基準法第 39 条並びに札幌市建築基準法施行条例第 65 条及び第 66 条の規定に基づき、出水等の危険の著しい区域を「災害危険区域」（第 1 種区域・第 2 種区域）として指定するとともに、建築基準法第 40 条及び札幌市建築基準法施行条例第 72 条第 3 項の規定に基づき、郊外の低地帯に「出水のおそれのある区域」を指定。昭和 41 年より建築規制を実施している。

※参考：災害危険区域・出水のおそれのある区域について（札幌市HP）

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kakuninn/kokuji/saigaikiken/index.html>

２）水害対策の概要

指定区域（右図）における建築行為に対し、満たすべき要件を以下の表に定めている。

① 災害危険区域：義務的規制

表 5.2.3 災害危険区域等における規制内容（出典：札幌市HP）

区域	居室の床の高さ	基礎の構造	便槽の高さ
災害危険区域 第1種区域	道路面より1.5m以上	鉄筋コンクリート造 (基礎の上端は床面まで30cm未満)	くみ取り便所は便槽の上端を基礎の上端以上とする。
第2種区域	道路面より1.0m以上		
出水のおそれのある区域	道路面より0.6m以上		

- ・ 第1種区域：70ha
- ・ 第2種区域：487ha

② 出水のおそれのある区域：推奨的規制

- ・ 指定区域：7,573ha



図 5.2.11 災害危険区域等の指定状況（出典：札幌市HP）

取組内容のイメージ：水害リスクが高い区域について災害危険区域の指定を検討。等

13

⑨浸水実績等の周知

〇市町村長は、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して水害リスク情報を周知する。

浸水実績等に関する情報が得られる資料の例



水害誌

- ・ 都道府県の水害誌
- ・ 市町村史
- ・ 水害統計調査の水害区域図
- ・ 痕跡調査の報告書
- ・ 写真（空撮、衛星写真）等

※詳細は、「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成29年3月）P6～「(5)浸水実績に係る情報を提供」を参照

家屋等の浸水痕跡

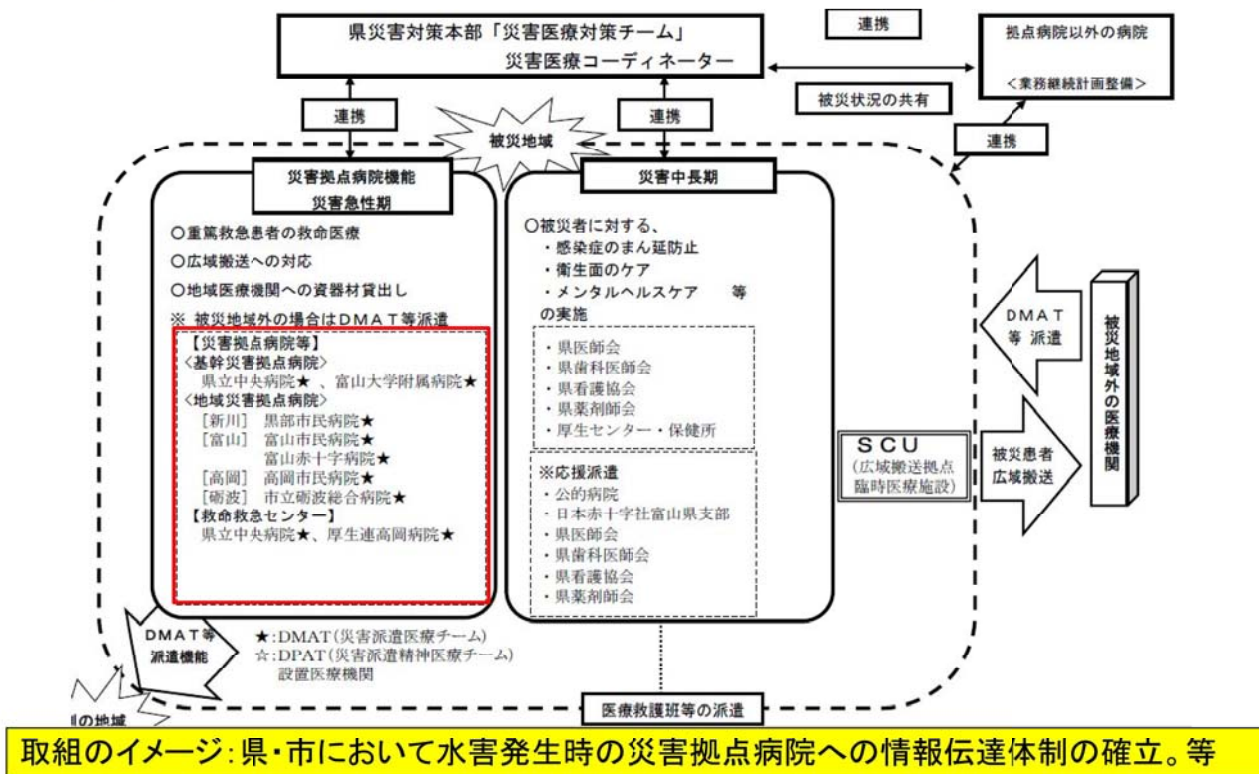


取組内容のイメージ：浸水実績のある区域の情報を洪水ハザードマップやHPにて周知する。又は看板の作成・周知 等

14

⑩市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実

富山県の災害医療の提供体制



15

⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）

事業所は、災害や事故で被害を受けても、顧客や取引先等から中核となる業務がなるべく中断しないこと、また、中断しても出来るだけ短い期間で再開することが望まれています。

水害による「事業継続」の取組として平常時から「事業継続計画BCP」の検討が重要です。

ライオン株式会社

禁水性の化学物質の保管の強化、本社バックアップ拠点も確保

取組のきっかけ

江戸川区のハザードマップで浸水深が3m程度と確認したので、当社平井の研究開発本部敷地内にある禁水性の化学物質については、可燃物との隔離、保管量の制限または、浸水深を超える2階等に保管しています。また、地震災害に備えて本社機能のバックアップ体制の確立や対応訓練、そして資材の備蓄にも力を入れています。

担当者コメント

災害時の状況を想定した訓練を実施することにより、はじめてわかることや気づくことがたくさんあります。いざという時の対応は、事前の準備が大切だと思います。また、災害に関する知識の普及活動を行っており、今後は訓練を通してさらなる防災力の向上を目指していきます。

株式会社タカラトミー

防水板（壁）を設置し、社屋への浸水を防御する措置

取組のきっかけ

当社では、外水は氾濫よりも「都市型水害」と言われるゲリラ豪雨による内水は氾濫で被害が発生する可能性が非常に高いと判断し、本社玄関や地下への入口、また地下にある変電設備の入口に防水板を設置しています。また、青戸の事務所では1階にあるサーバ室を80cm程度の防水壁で囲むことで浸水被害対策を行っています。

担当者コメント

最近のゲリラ豪雨や台風による大雨の際は、社屋への浸水がいつも気かりでした。防水板や防水壁は、建物保全の担当者にはいざという時に心強いですね。今後は災害時に避難所として社屋を開放するなど地域への貢献も考えていきたいと思っています。



荒川下流河川事務所パンフ:事業所の水害対策 事業継続計画(BCP)作成のすすめから抜粋

取組のイメージ: 事業所の水害対策 事業継続計画(BCP)の作成を支援する。等

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
	(1)関係機関の連携体制											
緊-1	・大規模氾濫減災協議会等の設置	【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。	済・規約別表1	済・規約別表1	済・規約別表1	済・規約別表1	—	—	—	—
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組												
①情報伝達、避難計画等に関する事項												
緊-2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国管理河川】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 ・2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 ・協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	済2②①	済2②①	済2②①	済2②①	—	—	—	—
緊-3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。 【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・ <u>全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。</u>	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・ <u>土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。</u>	—	—	—	—	—	—	—	○
緊-4	・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・2016年8月に地整、都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者 (※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。	—	—	済2②②	済2②②	—	—	—	—

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
緊-5	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表(2018年12月改定)し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	新2②⑨	新2②⑨	新2②⑨	新2②⑨	—	○	—	—
緊-6	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	新2②⑩	新2②⑩	新2②⑩	新2②⑩	○	○	○	—
緊-7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル(警戒レベル)の導入に関し、洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動(避難準備や避難開始)のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。	変2②①	変2②①	変2②①	変2②①	○	○	○	—
緊-8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	—	【国管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	新2②⑪	新2②⑪	新2②⑪	新2②⑪	○	—	—	—
緊-9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	新2②⑫	新2②⑫	新2②⑫	新2②⑫	—	○	○	—
緊-10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。 ■事務局メモ■富山県管理ダム 常願寺川：なし、神通川：室牧ダム等、庄川：利賀川ダム等、小矢部川：城端ダム	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	—	新2②⑬	新2②⑬	新2②⑬	—	○	○	—

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に關係する機関

					緊急行動計画を踏まえた新たな取組									
					取組方針での記載位置				主体的な機関					
					常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村		
緊急-11			・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スネークラインを公表済。	【砂防】 ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。	—	—	—	—	—	—		
緊急-12			・避難計画作成の支援ツールの充実	—	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。	済2②③	済2②③	済2②③	済2②③	○	○	—	—
緊急-13			・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	済2②⑤	済2②⑤	済2②⑤	済2②⑤	—	—	—	—
緊急-14			・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。（2017年6月までに全47都道府県で実施済み） ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」を作成。2018年3月に兵庫県のモデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通+G22+I24	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	変2③⑩⑫「■要」	変2③⑨「■要」	変2③⑨「■要」	変2③⑩⑫「■要」	—	○	—	—

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画					緊急行動計画を踏まえた新たな取組										
					取組方針での記載位置				主体的な機関						
実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)		2019年出水期までの取組		今後の進め方及び数値目標等		常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項															
緊-15	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)を公表済。 【砂防】 ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 【海岸】 以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ <u>ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。</u> 【都道府県管理河川】 ・ <u>2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。</u> ・ <u>協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。</u> 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 【砂防】 ・強化等防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ <u>2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。</u> ＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・ <u>2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。</u> ・ <u>毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。</u> 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 【砂防】 ・ <u>2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。</u> 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。	—	—	—	—	—	—	—				
緊-16	・ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知のに関する取組状況を共有。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 【砂防】 ・ <u>2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。</u> 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。	—	—	—	—	—	—	—				

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
緊-17	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川】 浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	新2②⑬	新2②⑭	新2②⑮	新2②⑭	—	○	—	○
緊-18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109水系の国管理河川における洪水浸水想定区域(想定最大規模)を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。	済2②⑥	済2②⑥	済2②⑥	済2②⑥	—	—	○	—
緊-19	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。	変2①⑥	変2①⑤	変2①⑤	変2①⑤	—	—	—	—
緊-20	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を发出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を发出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を发出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変2①②	変2①①	変2①①	変2①①	○	○	—	○
緊-21	・避難訓練への地域住民の参加促進	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。	新2①⑧	新2①⑦	新2①⑦	新2①⑦	—	○	○	○

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
					常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等								
緊-22	・共助の仕組みの強化	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	変2 ① ⑦	変2 ① ⑥	変2 ① ⑥	変2 ① ⑥	—	○	○	○
緊-23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進		【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	新2 ① ⑨	新2 ① ⑧	新2 ① ⑧	新2 ① ⑧	○	○	○	○
緊-24	・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	変2 ① ②	変2 ① ①	変2 ① ②	変2 ① ①	○	○	○	○

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

実施する施策

これまでの取組(2018年12月まで)

2019年出水期までの取組

今後の進め方及び数値目標等

常願寺川

神通川

庄川

小矢部川

国

県

気象台

市町村

緊急-25

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

・洪水予測や水位情報の提供の強化

【国管理河川】
・2018年7月から、荒川水系(関東)、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。
【下水道】
・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」(地下街を有する自治体で構成)を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。
・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。
＜危機管理型水位計＞
【国管理河川】
・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所を設置済。
【都道府県管理河川】
・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所を設置済。
＜河川監視用カメラ＞
【国管理河川】
・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。
(※)2016年1月時点

【国・都道府県管理河川共通】
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。
【国管理河川】
・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。
【下水道】
・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。
＜危機管理型水位計＞
【国管理河川】
・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所に設置)
＜河川監視用カメラ＞
【国・都道府県管理河川共通】
・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。
＜水文観測所の停電対策＞
・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。
【国管理河川】約300箇所
【都道府県管理河川】約800箇所

【国管理河川】
・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。
・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。
・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。
【都道府県管理河川】
・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。
【下水道】
・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。
【海岸】
・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。
＜危機管理型水位計＞
【都道府県管理河川】
・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置)

＜河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化＞
【国管理河川】
72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公開、夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置)
＜河川監視用カメラ＞
【国、都道府県管理河川共通】
・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。
【国管理河川】
・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置)
【都道府県管理河川】
・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置)

変1-⑪「■避」

変1-⑬「■避」

変1-⑫「■避」

変1-⑫「■避」

○

○

—

—

緊急-26

・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)

【国管理河川】
・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。

—

【国・都道府県管理河川共通】
2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。
＜国管理河川＞約30河川
＜都道府県管理河川等＞約130河川

済1-⑦「■

済1-⑨「■

済1-⑨「■

済1-⑧「■

—

○

—

—

緊急-27

・避難路、避難場所の安全対策の強化

—

【砂防】
・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。

【砂防】
・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。

—

—

—

—

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に關係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				緊急行動計画を踏まえた新たな取組											
				取組方針での記載位置				主体的な機関							
実施する施策		これまでの取組（2018年12月まで）		2019年出水期までの取組		今後の進め方及び数値目標等		常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
緊-28		・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。	新1 — ⑫ 「 ■ 避 」	新1 — ⑭ 「 ■ 避 」	新1 — ⑬ 「 ■ 避 」	新1 — ⑬ 「 ■ 避 」	○	○	—	○		
緊-29		・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)被害軽減の取組															
①水防体制に関する事項															
緊-30		・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	済2 ③ ② 「 ■ 水 」	済2 ③ ② 「 ■ 水 」	済2 ③ ② 「 ■ 水 」	済2 ③ ② 「 ■ 水 」	—	—	—	—		
緊-31		・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。	済2 ③ ④ 「 ■ 水 」	済2 ③ ④ 「 ■ 水 」	済2 ③ ④ 「 ■ 水 」	済2 ③ ④ 「 ■ 水 」	—	—	—	—		
緊-32		・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む 2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討・調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。	済2 ③ ③ 「 ■ 水 」	済2 ③ ③ 「 ■ 水 」	済2 ③ ③ 「 ■ 水 」	済2 ③ ③ 「 ■ 水 」	—	—	—	—		
緊-33		・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	—	—	—	—		

2020年6月更新

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
	②多様な主体による被害軽減対策に関する事項											
緊-34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	新2②⑭	新2②⑮	新2②⑮	新2②⑮	○	○	－	○
緊-35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	新1－⑬「■避」	新1－⑮「■避」	新1－⑭「■避」	新1－⑭「■避」	○	○	－	○
緊-36	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にとけるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き(仮)」を作成・公表。等	新2③⑭「■要」	新2③⑪「■要」	新2③⑪「■要」	新2③⑭「■要」	○	○	－	○
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組												
緊-37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	済2③⑦	－	－	済2③⑦	－	－	－	－
緊-38	・排水設備の耐水性の強化	－	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-39	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-40	・庁舎等の防災拠点の強化	－	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設(10地方整備局等)の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	新1－⑬「■避」	新1－⑮「■避」	新1－⑭「■避」	新1－⑭「■避」	○	○	－	○

緊急行動計画 No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況				緊急行動計画を踏まえた新たな取組							
	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				取組方針での記載位置				主体的な機関			
	実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村
	(5) 防災施設の整備等											
緊-41	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	済1 — 「■ 洪」	済1 — 「■ 洪」	済1 — 「■ 洪」	済1 — 「■ 洪」	—	—	—	—
緊-42	・本川と支川の合流部等の対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川	新1 — ④ 「■ 洪」	新1 — ⑥ 「■ 洪」	新1 — ⑤ 「■ 洪」	新1 — ④ 「■ 洪」	—	○	—	—
緊-43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	新1 — ⑤ 「■ 洪」	新1 — ⑦ 「■ 洪」	新1 — ⑥ 「■ 洪」	新1 — ⑤ 「■ 洪」	○	○	—	—
緊-44	・流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。	—	—	—	「新 ■1 洪」 ⑥	—	○	—	—
緊-45	・土砂・洪水氾濫への対策	—	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。	新1 — ⑥ 「■ 洪」	新1 — ⑧ 「■ 洪」	新1 — ⑦ 「■ 洪」	新1 — ⑦ 「■ 洪」	—	○	—	—
緊-46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施(完成31ダム、実施中21ダム)。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	新2 ③ ⑩ 「■ 水」	新2 ③ ⑦ 「■ 水」	新2 ③ ⑦ 「■ 水」	新2 ③ ⑩ 「■ 水」	○	○	○	—

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に關係する機関

動 計 画 N o	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画				緊急行動計画を踏まえた新たな取組										
					取組方針での記載位置				主体的な機関						
	実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)		2019年出水期までの取組		今後の進め方及び数値目標等		常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台
緊-47		・重要インフラの機能確保	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。	【国管理河川(高規格堤防実施区間)】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川(高規格堤防実施区間)】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 <u>【砂防】</u> <u>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。</u>	新1-14 【■避】	新1-16 【■避】	新1-15 【■避】	新1-15 【■避】	—	○	—	—		
緊-48		・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。 ＜操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正＞ ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。	—	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 <u>・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。</u> 【国管理河川】 <u>・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</u> 【都道府県管理河川】 <u>・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</u> <u>＜確実な施設の運用体制確保＞</u> 【国管理河川】 <u>・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</u> ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等 約30台 【海岸】予備発電機の設置等 約20施設	新1-15 【■避】	新1-17 【■避】	新1-16 【■避】	新1-16 【■避】	○	○	—	—		

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31. 1. 29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に係る機関

					緊急行動計画を踏まえた新たな取組											
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画					取組方針での記載位置				主体的な機関							
実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)		2019年出水期までの取組		今後の進め方及び数値目標等		常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	国	県	気象台	市町村	
緊-49			・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)での陸上・水中ドローン(※2)および全天候型ドローン(※3)を開発。全天候型については製品化済。 ＜河川管理における三次元測量の推進＞ ・ALBによる河川定期縦横断測量の実施を試行 ＜民間が有する力の活用＞ ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 (※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	新23⑪ 「■水」	新23⑧ 「■水」	新23⑧ 「■水」	新23⑪ 「■水」	○	○	－	－		
(6)減災・防災に関する国の支援																
緊-50			・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設。	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
緊-51			・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。	—	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
緊-52			・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	変2②③	変2②③	変2②③	変2②③	○	－	－	○		
緊-53			・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集) ver2」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等に対し周知済。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
緊-54			・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	—	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

2020年6月更新

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(2015年12月、社会資本整備審議会答申)、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(2017年1月、社会資本整備審議会答申)及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』(2018年12月、社会資本審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。
※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。

庄川・小矢部川関係機関タイムライン検討専門部会(報告)

【設立目的】

○庄川及び小矢部川流域の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した「庄川・小矢部川タイムライン」の検討・運営等を図る。

○時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行う。

※減災対策協議会 規約第7条(専門部会等)に基づき設立。

令和元年12月12日に「第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」を開催。台風19号出水の振り返りを行い、各機関の防災行動の実施状況を確認・共有。改善点等について。

令和2年出水期前にタイムライン試行版によるロールプレイング訓練を実施予定。その後11月に振り返り等を行い、検証及び策定予定。



令和元年12月12日開催状況

庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会
構成機関

富山市 高岡市 射水市 砺波市 小矢部市 南砺市
富山県土木部河川課 富山県総合政策局防災・危機管理課
富山県富山土木センター 富山県高岡土木センター
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所
富山県砺波土木センター
北陸電力(株)富山支店
関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部
電源開発(株)中部支店
西日本旅客鉄道(株)金沢支社
あいの風とやま鉄道(株)

協議会構成員以外の

協議会構成員以外の機関

万葉線(株)
富山地方鉄道(株)
加越能バス(株)
中日本高速道路(株) 金沢支社 富山保全・サービスセンター
西日本電信電話(株)富山支店
日本海ガス(株)
高岡ガス(株)
富山地方気象台
北陸地方整備局富山河川国道事務所(事務局)
(オブザーバー)
富山県警察本部

関係機関タイムラインの策定状況

[illegible]

第5回 検討専門部会での主な意見

- ・タイムラインを用いて、水位上昇時の関係機関との連絡調整、訓練等における活用も検討していきたい
- ・人員不足による確認漏れをタイムラインで防ぐ様な活用も検討したい
- ・避難バス支援の運行時期について、避難準備・高齢者等避難開始を発令してから、どのくらい猶予が必要なのか検討したい
- ・庁内の連絡体制の見直しを進めたい
- ・避難先の指定や避難行動について周知が不足していたので、今後は住民周知を進めたい
- ・市民へは浸水の影響だけでなく、早期の避難行動の必要性等の周知を進めたい
- ・平時は出前講座等、災害時は防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、Lアラート等を活用して、いち早い避難を周知したい
- ・浸水深が深くなる地域について、指定緊急避難場所の拡充に努めている(学校、工場の屋上等の民間業者)。地元や市の防災訓練を活用して周知したい
- ・広域避難対象の住民、避難所の収容、避難経路(川の横断等)について検討を行っている
- ・台風第19号では結果的に雨量は大きくならなかったが、新潟県では特別警報が発表された。タイムラインを運用するポテンシャルとしては十分な気象であった。

3

これまでの経過と今後の予定

開催時期	会議名	主な検討内容
平成30年3月20日	庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	・タイムラインの概要と検討方法について ・タイムラインの想定するハザードについて ・タイムライン検討に向けた防災行動案の検討ほか
平成30年5月15日	第2回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	・タイムライン検討に向けた防災行動案の検討 ・タイムライン素案の防災行動の検討 ・計画規模及び想定最大規模タイムライン(案)の異見照会ほか
平成30年6月27日	第3回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	
平成31年3月27日	第4回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・庄川・小矢部川タイムライン(試行版)の策定 ・事務所からの情報提供
令和元年出水期より、庄川・小矢部川タイムライン(試行版)を試行		
令和元年12月12日	第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・防災行動アンケート(台風19号後調査)の結果の振り返り ・庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の防災行動の意見交換
令和2年(予定)	第6回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・試行版によりロールプレイング訓練の実施。 ・改善点の抽出とR2試行版の更新。



庄川・小矢部川タイムライン【試行版】により、出水対応を実施

4

**庄川タイムラインタイムライン【試行版】2020年(仮称)および
小矢部川タイムライン【試行版】2020年(仮称) 防災行動調査結果(速報)**

○庄川タイムラインタイムライン【試行版】2020年(仮称)

機関名	部署名	TL No※	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	現状	意見	対応
富山市	河川課	48	体制	体制の構築・確認	・休校の判断、体制の確認等	◎	削除	更新
		—	避難	広域避難	・避難所開設の決定・開設準備	◎	記載順入れ替え	更新
		147	避難	広域避難	・災害対策本部室設置	◎		更新
		72	水防	パトロール	・CCTVによる監視強化	◎	削除	更新
		追29	交通	情報配信	・列車の運行状況を周知(以降、継続)	○	削除	更新
		追43	体制	派遣要請	・リエゾンの派遣要請	◎	備考に次を追記。 氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	更新
		114	情報	情報収集	・氾濫想定に関する情報提供の要請	◎	備考に次を追記。 氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	更新
		128	交通	情報配信	・IC閉鎖時は関係機関へ通行止め情報を提供(以降、継続)	○	削除	更新
		155	情報	情報配信	・河川氾濫の恐れ(洪水情報のプッシュ型配信)	—	○追記	更新
		160	情報	情報配信	・自主防災組織等へ連絡(以降、継続)	◎	削除	更新
		195	情報	情報配信	・浸水拡大の恐れ(洪水情報のプッシュ型配信)	—	○追記	更新
		新規	交通	—	・広域的な迂回路対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・施設管理者対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・広域的な迂回路対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・施設管理者対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
万葉線		68	情報	情報収集	・気象情報(路線含む)	—	◎追記	更新

※TL No H31.2.12第5回減災対策協議会時点Noを指す

○小矢部川タイムラインタイムライン【試行版】2020年(仮称)
【意見無し】

庄川タイムライン【試行版】2020年

庄川タイムライン【試行版】および運用について

庄川タイムライン【試行版】

(参考) 想定最大規模を踏まえた河川管理者からの情報提供について

P. 1
P. 2
P. 9

令和元年6月作成（令和2年3月改善）

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会

庄川タイムライン【試行版】について

- 本タイムラインは、河川整備において基本となる降雨規模（年超過確率 1/150：計画規模）における洪水を対象とし、庄川直轄管理区間で堤防決壊した場合をシナリオとして、各参画機関の防災行動項目を時系列に整理し、とりまとめたものである。
- 庄川は“急流河川”であり、降雨時の水位上昇が速い。また、滞筋が不安定で洪水時には河岸浸食が発生しやすく、水位が低い状態でも河岸浸食による堤防決壊に繋がる恐れがあることから、状況に応じて水位に捉われない防災行動の検討が必要となる場合も想定される。
- タイムライン検討では、平成27年2月の水防法改正に伴い、【想定し得る最大規模の降雨（以下、“想定最大規模降雨”という）】による大規模洪水にも対応する必要がある。
- 想定最大規模降雨が見込まれる場合について、河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施する（本資料の「想定最大規模降雨を踏まえた河川管理者からの情報共有について」参照）。
- 各防災行動項目を実施するか否かの判断は、その都度、降雨および台風の情報収集、河川の状況等を踏まえ、各参画機関が責任を持って判断するものとする。
- なお、本タイムラインは現時点までの検討結果をとりまとめたものであり、今後発生する前線や台風による運用や体制など出水対応の実施状況を踏まえ、ふりかえり、見直しなどを行うことにより、タイムラインの改善及び充実に努めるものである。

庄川タイムライン【試行版】の運用について

- 庄川タイムラインの運用とは、河川管理者、気象台および各参画機関から提供・発表される情報に基づき、災害対応のステージ（ステージ0 体制準備・確認～ステージ5 避難完了・危機回避）の状況に応じた各防災行動項目を実施する判断をおこなうものとする。

【計画規模：降雨】庄川タイムライン(試行版)2020年

◎実施主体 ○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）、ダム（ダム事業者）

[illegible]

何時(いつ)	(参考: 既往TLの目安の時刻)	大 門	小 牧	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	(手段、要請先、行動条件等) 備考	自治体										交通										ダム										富山県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								富山地方気象台	富山県河川国道事務所	富山県	富山市	南砺市	小矢部市	砺波市	射水市	高岡市	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県

■河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施

◎「氾濫危険水位以上の洪水が予想される場合」は「洪水予報(氾濫警戒情報)」を公表

◎水位予測(3時間予測)等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」は必要に応じて、関係機関へ情報を提供

災害対応 のステージ (目標)		計画規模降雨の場合	
		河川管理者の防災行動	
		目安の時刻	小牧
		大門	
ステージ0 (体制準備・確認)			
ステージ1 (水防準備)	-13.3h	-8.4h	【注意体制】 ◎水防警戒(準備)
ステージ2 (避難警戒)	-12.0h	-7.6h	【警戒体制】 ◎洪水予報(氾濫注意情報) ◎水防警戒(出動) ◎ホットライン：(避難判断水位・流量を超過する見込み)
ステージ3 (避難準備)	-7.0h	-3.2h	◎洪水予報(氾濫警戒情報) ◎水防警戒(状況) ◎ホットライン(避難判断水位・流量を超過) ◎ホットライン(氾濫危険水位・流量を超過する見込み)
ステージ4 (避難勧告)	-6.2h	-2.1h	【非常体制】 ◎洪水予報(氾濫危険情報) ◎水防警戒(状況) ◎ホットライン(氾濫危険水位・流量を超過) ◎ホットライン(越水発生の恐れ) ◎ホットライン(氾濫発生の恐れ)
ステージ5 (避難完了・危険回避)	0h	0h	◎洪水予報(氾濫発生情報) ◎水防警戒(状況) ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン(堤防決壊情報)

想定最大規模降雨の場合			
		目安の時刻	河川管理者の防災行動
		大門	小牧
		3時間後に、氾濫注意水位・流量超過の見込	
		-4.5h	-4.5h
		1時間後に、氾濫注意水位・流量超過の見込	
		-3.5h	-3.5h
		約3時間後に、氾濫危険水位・流量超過の見込	
		-3.5h	-3.5h
		水位予測(3時間予測)等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」関係機関へ情報を提供	
		2時間後に、想定最大規模降雨時の超過の見込	
		-0.6h	-0.8h
		-0.5h	-0.3h
		0h	0h

小矢部川タイムライン【試行版】2020年

小矢部川タイムライン【試行版】および運用について

小矢部川タイムライン【試行版】

(参考) 想定最大規模を踏まえた河川管理者からの情報提供について

P. 1
P. 2
P. 9

令和元年6月作成

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会

小矢部川タイムライン【試行版】について

○本タイムラインは、河川整備において基本となる降雨規模（年超過確率 1/100：計画規模）における洪水を対象とし、小矢部川直轄管理区間で堤防決壊した場合をシナリオとして、各参画機関の防災行動項目を時系列に整理し、とりまとめたものである。

○小矢部川は“急流河川”であり、降雨時の水位上昇が速い。また、滞筋が不安定で洪水時には河岸浸食が発生しやすく、水位が低い状態でも河岸浸食による堤防決壊に繋がる恐れがあることから、状況に応じて水位に捉われない防災行動の検討が必要となる場合も想定される。

○タイムライン検討では、平成27年2月の水防法改正に伴い、【想定し得る最大規模の降雨（以下、“想定最大規模降雨”という）】による大規模洪水にも対応する必要がある。

○想定最大規模降雨が見込まれる場合について、河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施する（本資料の「想定最大規模降雨を踏まえた河川管理者からの情報共有について」参照）。

○各防災行動項目を実施するか否かの判断は、その都度、降雨および台風の情報収集、河川の状況等を踏まえ、各参画機関が責任を持って判断するものとする。

○なお、本タイムラインは現時点までの検討結果をとりまとめたものであり、今後発生する前線や台風による運用や体制など出水対応の実施状況を踏まえ、ふりかえり、見直しなどを行うことにより、タイムラインの改善及び充実に努めるものである。

小矢部川タイムライン【試行版】の運用について

○小矢部川タイムラインの運用とは、河川管理者、気象台および各参画機関から提供・発表される情報に基づき、災害対応のステージ（ステージ0 体制準備・確認～ステージ5 避難完了・危機回避）の状況に応じた各防災行動項目を実施する判断をおこなうものとする。

【計画規模：降雨】小矢部川タイムライン(試行版)2020年

◎実施主体 ○連携先、交通(公共交通機関)、道(道路管理者)、ライフ(ライフライン)

何時(いつ)	(参考: 既往TLの目安の時刻)	R 1,12,12 第5回 専門 部会 時点 津川タ イムラ イン (試行 版)202 0年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考 (手段、要請先、行動条件等)	自治体																	交通										ライフ					富山県																																																																																																																																																																																																																																											
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台					富山河川国道事務所					富山県																																																																																																																																																																																																																											
ステージ(水位・流量)	ステージ(気象情報調査用警戒等)	ステージ0(体制準備・確認)	長江	石動	津沢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請先、行動条件等)	富山県庁防災・危機管理課	北陸電力(株)	西日本電信電話(株)	高岡ガス(株)	日本海ガス(株)	中日本高速道路(株)	加越能バス(株)	富山地方鉄道(株)	万葉線(株)	あいの風とやま鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株)	砺波市	南砺市	小矢部市	射水市	富岡市	富山地方気象台	富山河川国道事務所	備考 (手段、要請

何時(いつ)

(参考:既住TLの
目安の時刻)

ステージ (水位・流量)

ステージ (水位・流量)

長江

石動

津沢

R
第5回
専門
部会
時点
庄川タ
イムラ
イン
(試行
版)202
0年No

区分

主な防災行動

防災行動の詳細
(手段、要請先、行動条件等)

備考
(手段、要請先、行動条件等)

発表

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

発表・伝達

[illegible]

何時(いつ)	(参考: 既往TLの目安の時刻)	R 1.12.12 第5回 専門 部会 時点 庄川タ イムラ イン (試行 版)202 0年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考 (手段、要請先、行動条件等)	自治体				交通				ライフ				富山県											
							長江	石動	津沢	富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	総合政策局防災・危機管理課	土部河川課	高岡土木センター	小矢部土木事務所
ステージ3(水位・流量)	(気象情報・動向等) (防災行動調査用想定)	ス ー ン	-3.2H	-2.0H	-3.1H	発表	発表・伝達	・洪水予報(氾濫警戒情報) ・水防警報(状況) ・ホットライン(避難判断水位・流量を超過) ・ホットライン(氾濫危険水位・流量を超過する見込み) ・【非常体制】第3非常配備 ・第2非常配備体制(災害対策本部の設置) ・第3次非常配備体制(災害対策本部設置) ・第3非常配備体制(関係課職員全員配備) ・災害対策本部	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
							提供	・情報収集(以降、継続) ・避難所情報の収集 ・避難者数の把握(以降、継続) ・避難箇所、避難所情報の収集 ・情報伝達・広報 ・危険周辺の住民、事業者等への注意喚起 ・自主防災組織等へ連絡 ・避難所開設の決定・開設準備 ・避難所の開設指示 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断 ・早期の避難勧告等の判断・検討・準備 ・避難誘導等宣言(以降、継続) ・避難誘導(以降、継続) ・避難所で必要な物資の把握(以降、継続) ・避難所の運営 ・ICからの流出規制について浸水想定を参考に事前協議(以降、継続) ・ICからの流出規制が必要な場合、IC閉鎖措置(以降、継続) ・高速道路通行止め(以降、継続) ・高速道路通行止め状況を踏まえた、運行規制を検討 ・県道の避難誘導(以降、継続) ・IC閉鎖時は関係機関へ通行止め情報を提供(以降、継続) ・保安係員の招集判断 ・警戒体制 ・重要ガス供給設備の保安措置準備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
							体制の構築・確認																							
							情報																							
							情報配信																							
							避難所の開設																							
							避難準備・高齢者等避難開始の発令																							
							避難勧告の発令																							
							避難誘導																							
							避難所の運営																							
							情報収集																							
							交通																							
							避難誘導																							
							情報配信																							
							体制の構築・確認																							
							ライフ																							
							浸水対策																							

39/113

[illegible]

何時(いつ)

ス
テ
ー
ジ
(水位・流量)

(参考:既住TLの
目安の時刻)

長江

石動

津沢

R
1,12,12
第5回
専門
部会
時点
庄川タ
イムラ
イン
(試行
版)202
0年No

区分

主な防災行動

防災行動の詳細
(手段、要請先、行動条件等)
備考

発表

発表・伝達

洪水予報(氾濫発生情報)
・水防警報(状況)
・堤防等重大災害状況
・ホットライン(堤防決壊情報)
・緊急復旧・堤防防護委員会設置
・第3非常配備体制(全職員参集)
・非常配備[災害対策本部]
・警戒区域の設定・警備
・災害対策本部設置

提供

ホットライン

体制の構築・確認

体制

派遣要請

情報

情報配信

避難

水防

大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報

大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき

緊急避難メール
河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、
堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出してい
るとき</

何時(いつ)	(参考: 既往TLの目安の時刻)	R 1.12.12 第5回 専門 部会 時点 庄川タ イムラ イン (試行 版)202 0年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考 (手段、要請先、行動条件等)	自治体										交通				ライフ				富山県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ステーション(水位・流量)	長江	石動	津沢	(防災行動調査用想定)			富山河川国道事務所	富山地方气象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	小矢部土木事務所	高岡土木センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
							富山河川国道事務所	富山地方气象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	小矢部土木事務所	高岡土木センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

■河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施

◎「氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合」は「洪水予報(氾濫警戒情報)」を発表

◎水位予測(3時間予測)等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」は必要に応じて、関係機関へ情報を提供

計画規模降雨の場合				想定最大規模降雨の場合			
災害対応 のステージ (目標)	目安の時刻			目安の時刻			河川管理者の防災行動
	長江	石動	津沢	長江	石動	津沢	
ステージ0 (体制準備・確認)							
ステージ1 (水防準備)	-8.6h	-8.4h	-6.6h	-6.5h	-7.5h	(-2.5h) 6時間後に津沢上流流域平均雨量の計画降雨205mm超過見込かつ 3時間後に、氾濫注意水位超過(津沢、石動)の見込	【注意体制】<氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合> ◎水防警報(準備)
ステージ2 (避難警戒)	-6.3h	-6.7h	-5.4h			3時間後に、氾濫危険水位超過(津沢、石動)の見込	【警戒体制】<避難判断水位以上の洪水が予想される場合> ◎洪水予報(氾濫注意情報) ◎水防警報(出動) ◎ホットライン(避難判断水位を超過する見込み)
ステージ3 (避難準備)	-3.2h	-2.0h	-3.1h				水位予測(3時間予測)等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」関係機関へ情報を提供 【非常体制】<氾濫危険水位以上の洪水が予想される場合> ◎洪水予報(氾濫警戒情報)<氾濫危険水位に達すると見込まれる時> ◎水防警報(状況) ◎ホットライン(氾濫危険水位を超過する見込み)
ステージ4 (避難勧告)	-2.1h	-1.0h	-2.2h	下記の0hは避難判断水位到達と同時に	-0.4h	-1.2h	◎水防警報(状況) ◎ホットライン(避難判断水位を超過)
ステージ5 (避難完了・危険回避)	0h	0h	0h	0h	0h	0h	◎洪水予報(氾濫発生情報) ◎水防警報(状況) ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン(堤防決壊情報)

機 関 名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○洪水ハザードマップ										
完 成 予 定	令和2年3月	令和2年3月	令和2年3月	令和2年3月	令和2年3月	平成31年3月 完成	平成31年3月完成	平成31年3月	令和2年3月（予定）	令和2年3月
配 布 予 定	令和2年6月	令和2年6月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年5月または6月	1 平成31年4月末 →市広報誌と併せて配布 2 平成31年4月25日 →市ホームページで公表	令和元年6月全戸配布済み	令和元年5月	令和2年4月（予定）	令和2年4月
作 成 形 態	作成対象の全河川の重ね合わせ （想定最大規模／計画規模の併用）	庄川、小矢部川、岸渡川、子撫川、横江宮川、千保川、祖父川、和田川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川と栃津川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川・栃津川・白岩川・大岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	神通川、庄川、小矢部川、和田川、下条川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模）	1 庄川、小矢部川、渋江川（国） 2 小矢部川（県）、旅川、岸渡川、横江宮川（県水位周知河川） 3 祖父川、黒石川（県河川の氾濫により浸水が想定される河川） 計9河川の洪水浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、子撫川、横江宮川、渋江川、岸渡川、庄川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、山田川、横江宮川、渋江川浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模、計画規模降雨）	上市川水系、白岩川水系と常願寺川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨と計画規模降雨の両面印刷）
作 成 対 象	国、県が浸水想定区域を指定した洪水予報河川及び水位周知河川（14河川）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）・指定区間（県）・支川（国・県）	直轄区間（国）、二級河川（県）、支川（県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）、河川の氾濫により浸水が想定される河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）
指定避難所の考え方	想定最大規模の想定浸水深より高い位置にある階層を有する施設を指定緊急避難場所として指定	指定緊急避難場所（洪水）の考え方：浸水想定区域内であっても、当該施設において利用可能な場所（階）がある場合に指定を行う。（判断基準は想定浸水深）	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5未満）について指定を行う。 浸水深によって、2階以上の避難所も指定（ただし、24時間以上浸水する場合は指定しない）	洪水時に避難所として使用の可否や使用できる階数がわかるように記載予定	洪水浸水想定区域外への避難所又は浸水深0.5未満区域内への避難所を検討	指定避難所のうち床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について洪水時使用可能としている。 浸水深によって、2階以上使用可能となる避難所については、その旨記載している。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、2階以上の避難所も指定。 浸水深によって、2階以上の避難所も指定。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。 浸水深によって、2階以上の避難所も指定（ただし、24時間以上浸水する場合は指定しない。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、2階以上の避難所も指定（ただし、24時間以上浸水する場合は指定しない。
避難ルートの明示	避難時に通行が危険と考える橋アンダーパスなどを明示	設定なし（各自主防災会等において各自で決定）	非開示	避難区域毎に設定	浸水範囲が広いことから、高い地域への避難方向を記載	未実施（避難所は、地域住民や地区の判断により異なることから、表示を見送りました）	設定された浸水想定区域をもとに、避難場所や避難方法の検討を行った。	なし	1枚のマップで市内全域を表示する予定であり、避難ルートを明示すると情報量が多く分かりづらいため、目安となる国道等の主要道路のみを明示する。 具体的には各自主防災会の防災計画にて定めるものと考えている。	大まかな避難方向を示す予定
収容者数の整理	避難区域（小学校区毎）の人口で整理	各校区及び市全体で収容可能か判断する	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	地区内の人口（要避難者）により、当該地区の避難所に収容可能な場合は近隣の避難所へ、超過する場合は他地区への避難所を検討	地域毎の指定避難所の収容数を確認。その地域内の指定避難所で収容できない場合は、地区外への避難を検討。	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断
隣接市町村への広域避難	現時点では検討していない	検討中	検討していない	検討中	高岡市の避難所を記載予定	未実施	近隣市と調整ができていない。	検討なし	検討中	現在は計画は無いが、検討が必要と考えている
作成における課題	・なし	想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップでは、浸水エリア、浸水深が深く、校区内で避難ができない（収容できない）避難者が発生する恐れがある。このため、校区外又は市外への広域避難を検討中である。	浸水範囲が広すぎて指定避難所に全員収容することができない。 立ち退き避難区域の設定と当該住民に対する周知が困難	舟橋村ほぼ全域が浸水想定区域となり、使用可能な避難所は5箇所程度のみと見込まれる。 隣接市町への広域避難について検討を進めていく必要がある。	浸水範囲が広すぎて避難所に全員収容することができないため、自宅での垂直避難や遠方への早期避難の啓発が必要。	特になし	浸水範囲が広すぎるため、地区によっては地区内の指定避難所だけでは全員収容することが難しい。地区外への避難についても住民に周知する必要がある。	周囲を複数の河川に囲まれ、河川を避けて向かえる避難所を指定した場合、かなり遠方の避難所となってしまう地域がある。	浸水範囲が広すぎて指定避難所に全員収容できるか検討中。 立ち退き避難区域の設定と当該住民に対する周知が困難。	想定最大規模の場合、市街地がほぼ浸水するため、既存の指定避難所の多くも浸水してしまう可能性がある。

機 関 名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援										
今年度の予定 （どこまで）	R2年6月の想定最大規模に対応した洪水ハザードマップの配布に合わせ、対象とする要配慮者利用施設の見直しを行い、地域防災計画へ記載するとともに避難確保計画の作成を進める	想定最大規模降雨での洪水ハザードマップ公表（R2.3予定）に向けて、対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映する資料（一覧表等）を作成	14施設中9施設作成済予定	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のリストアップを完了	洪水ハザードマップの浸水想定を反映させた要配慮者利用施設のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定	洪水ハザードマップ見直し後（H30.3見直し）、全48施設中、47施設で作成済み	対象となる要配慮者利用施設を精査し、地域防災計画の内容を更新する。	【これまでの経過】 ・平成29年 8月～ ：要配慮者利用施設の洗出し作業を実施 ・平成30年 2月19日 ：市防災会議で本件を含む市地域防災計画の修正について協議 ・平成30年 4月 1日 ：市地域防災計画の修正（対象施設をリストアップ） ・令和元年 5月10日 ：県管理河川の洪水浸水想定区域の見直しに伴う市地域防災計画の追加修正（追加で対象となった施設もリストアップ）	要配慮者利用施設を掲載した地域防災計画（案）のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定	要配慮者利用施設を掲載した地域防災計画（案）のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定
R2年1月末時点 の進捗状況	洪水ハザードマップ更新による施設の見直しに合わせ、市の支援体制を再構築するための各施設の所管部局と協議中	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設についてのリストアップがおおむね完了と協議中	14施設中6施設作成済	上記リストアップが完了した。今後、関係課とこれをたたき台とした検討を実施予定。	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップを完了。	洪水ハザードマップ見直し後（H30.3見直し）、全48施設中、47施設で作成済み。 残り1施設についても現在担当課より依頼済み	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、浸水深を確認。地域防災計画の修正に向けて準備中。	対象施設のうち9割以上で作成が完了し、未作成の数施設であっても鋭意作成中。	市内の要配慮者利用施設のうち、浸水想定区域内に該当する施設を発注業者において抽出中であり、この結果を受け、関係課と検討する予定。	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップ
H31年3月末時点 の進捗状況	現在の洪水ハザードマップで表示している計画規模の洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成を指導中	計画規模降雨での避難確保計画作成の説明会を平成30年4～6月に実施し、各要配慮者利用施設に計画の作成を求めている。作成率は約20%である。	14施設中6施設作成済	担当各課へ現状について通知を実施。 来年度の早い時期に検討会を開催したいと考えている。	担当各課から合議される対象施設の計画の内容について、随時助言を行っている。	洪水ハザードマップ見直し前、全14施設すべて作成済み	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップを完了。	対象施設の管理者向けに説明会を開催する等し、実効性の高い計画となるよう助言等を行ってきた。	計画規模（想定最大規模公表前）で、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所管課に作成を促すよう通知。	未実施
地域防災計画 の見直し時期	印刷版はR2年3月（データ版は適時更新する予定）	R2年4月（資料編の修正）	未定	R3年3月	R2年8月	洪水ハザードマップ見直し後、追加施設改定済み（H31. 3）	R2年3月	修正済み	R2年6月	R3年3月頃
作成における 課題	・洪水ハザードマップの更新に合わせた見直しには多くの施設に事務の負担を強いるほか、これを取りまとめる所管課にも負担をかける。 ・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画の作成を要しない施設とする条件。 ・県管理施設に対する対応。	各計画が実効性のあるものとなるよう、訓練徹底の周知と市避難訓練や地元訓練への積極的な参加の呼びかけ 各施設における避難先が集中したときの対応を検討（避難場所の追加指定、市避難場所以外で安全な場所（グループホーム等）へ避難の検討を打診等）	施設経営者、運営者の避難確保計画作成に対する理解度	施設側において協力体制が構築され、どこまで理解されるか不安がある。	施設側に避難確保計画の必要性について、どの程度理解が得られるか不安がある。	避難先の選定 避難方法 訓練の実施	施設によって規模も利用している要配慮者も違うため、作成を依頼するにあたり、それぞれの施設に応じた対応が求められる。	未作成の施設には引き続き早期の作成を促し、作成の障害となっている事柄の把握と解決に努める必要がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。
（3）備考										
その他、避難に関して 河川管理者への要望等			特になし						避難勧告等を発令するタイミングの一つは、河川の水位だが、一昨年はダムによる緊急放流により発令せざるを得ない状況となった。降雨だけでなく避難勧告等を発令する水位に至らなかった可能性が高いことから、明らかに大雨が降ることが見込まれる際には、事前に放流するようダム管理事務所と調整してほしい。	

令和2年2月吉日

各自治体 危機管理・防災教育担当者 各位

国土交通省 北陸地方整備局
北陸技術事務所
富山河川国道事務所
黒部河川事務所

みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）推進の協力のお願い

平素より、大規模氾濫に関する減災のとりくみをはじめとする国土交通行政について、ご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年の関東・東北豪雨水害を契機とした大規模氾濫に関する減災対策協議会が平成28年に発足し、概ね5年で実施する取組について最終年度となる令和2年度まで1年余りとなりました。

この間、各機関において想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域が公表され、各市町村においては、洪水ハザードマップの見直し、要配慮者避難確保計画策定など様々な取組が実施されているところです。

しかしながら、昨年10月の台風19号の影響による千曲川の氾濫をはじめ近年大規模な水害が頻発し、逃げ遅れによる犠牲者が依然として多数発生する状況があり、「逃げ遅れゼロ」を目指す取組をさらに強化する必要があります。

そこで、災害時の防災行動を事前に整理しておく「マイ・タイムライン」の作成を富山県内で促進させるための「みんなでタイムラインプロジェクト」について下記のとおりご協力お願いいたします。

記

- 1 マイ・タイムラインを作成することができる常設展示コーナーを富山防災センター（富山市水橋入江地内）内に令和2年3月に新設しますので、防災学習の授業や地域の自治会における講習会にご活用ください。（詳細については、別紙1のとおりです。）
- 2 マイ・タイムラインの作成を支援するツール「逃げキッド」及び説明動画がインターネット上で公開されています。無償で使うことが可能ですのでご活用ください。（概略及び入手方法については、別紙2のとおりです。）
- 3 富山防災センターでは、水害の危険性の学習するため、各市町村で作成した最新のハザードマップ（洪水・土砂・内水・津波）の展示を行います。各市町村においてハザードマップの見直しを行った際には、全体版・地区版について10部を下記担当まで送付お願いします。

（担当）北陸技術事務所 富山出張所長 室井

muroi-h8450@mlit.go.jp

防災技術係長 森川

morikawa-s84gb@mlit.go.jp

TEL 076-478-5511

1 「みんなでタイムラインプロジェクト」概要

平成27年関東・東北豪雨による氾濫した鬼怒川を管理する下館河川事務所において、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」の一環として「みんなでタイムラインプロジェクト」が始動しました。

この取組は、住民一人ひとりが「マイ・タイムライン」を作成し、洪水により河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。

時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

2 マイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」

マイ・タイムラインを子供にも作成できるように関東地方整備局において検討された教材です。

「逃げキッド」は以下の6つの資料で構成されており、関東地方整備局では「マイ・タイムラインリーダー認定制度」を設け、講師補助者を増やし、プロジェクトを広めています。

【逃げキッドの中身】

- (1) マイ・タイムライン作成のためのチェックシート
- (2) 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知ろう！！
- (3) 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう！！
- (4) 『マイ・タイムライン』をつくってみよう！！
- (5) みんなでつくろう！マイ・タイムライン～マイ・タイムラインをつくるためのヒント集～
- (6) ご自宅に戻ったらみなおしてみましよう

【逃げキッドのダウンロードはこちら】

http://www.river.or.jp/jigyo/my-timeline_download.html

※本資料は無償で活用することが可能です。(加工はできません。)

3 マイ・タイムライン作り方動画

「逃げキッド」を活用したマイ・タイムラインの作り方動画がインターネット上からダウンロードできます

【マイ・タイムライン作り方動画のダウンロードはこちら】

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00624.html>

4 逃げキッドを体験できる常設展示場

「逃げキッド」をもちいたマイ・タイムラインを「作り方動画」をモニターで見ながら体験する常設展示場を富山防災センター（富山市水橋入江）に令和2年3月頃開設する予定です。

5 みんなでタイムラインプロジェクトは商標登録されています。

今回提案しているプロジェクトについては関東地方整備局が商標登録を行っており、「みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）」の取組について承諾を得て、今回提案させていただいております。なお、地域の学習イベントで「逃げキッド」を無償でご活用いただくことは問題ありません。

パソコンやスマホでも確認してみよう！

浸水ナビ

「浸水ナビ」は、浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。自分の住んでいる地域にどのような浸水被害が想定されるか、確認してみましょう。

国土交通省「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)：
<http://suiboumap.gsi.go.jp/>

1 「浸水ナビ」にアクセスし、「地点別浸水シミュレーション検索システムを見る」をクリック
 スマホからは、二次元バーコードで「浸水ナビ」にアクセスし、左上の■ボタンを押して下さい

2 「地点から」タブをクリックすると浸水が及ぶ範囲が着色表示されます

3 「地図上で指定」ボタンをクリックし、地図を拡大して、家や学校、職場などがあるところをクリック（地名や住所入力もできます）

4 浸水が及ぶ破堤点の中から「浸水深さが最大の破堤点」をクリック

5 「浸水深シミュレーショングラフ表示」ボタンをクリックすると

6 選んだ地点の浸水深の時間変化のグラフが表示されます

小学校や自治体で、防災講座を開催しませんか。

多くの皆さまに防災の知識を持っていただくために、出前講座の講師派遣をはじめ水防災学習用の資料を提供しています。

国土交通省職員が防災学習をお手伝いします。

富山河川国道事務所 調査第一課・防災課
 富山県富山市奥田新町2番1号
 TEL:076-443-4701(代表) FAX:076-443-4703

黒部河川事務所 調査課
 富山県黒部市天神新173
 TEL:0765-52-1122(代表) FAX:0765-52-4211



富山防災センター（北陸技術事務所 富山出張所）
 〒939-3544 富山市水橋入江334番地4
 TEL(076)478-5511 FAX(076)478-5517
 開館時間 9:30～16:00(土、日、祝祭日、及び年末年始を除く)
 2020年 3月 初版発行

早めの避難！

あなたは水害から命を守れますか？

逃げ遅れゼロ大作戦

逃げ遅れ救助されている状況

千曲川堤防決壊による浸水状況 令和元年10月13日撮影

大切な“いのち”を守るための取り組みが始まります。

「逃げ遅れゼロ」を目指して

みんなでタイムラインプロジェクト・とやま

国土交通省 北陸技術事務所
 富山河川国道事務所 黒部河川事務所

全国的に大きな水害が発生しており、いのちを守る防災教育の取組強化が求められています。

「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して効果的な取組を進めていく必要がある。」
 「第2次学校安全の推進に関する計画について」(平成29年3月文科省通知)
 水防法改正により創設された大規模氾濫減災協議会の支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待される。
 「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」(平成29年11月文科省通知)
 水害で大切な「いのち」を失わないために、今こそ防災の知識を身につけましょう。

水害年表 (平成23年以降)

河川行政の対応

「水防災意識社会の再構築にむけて(審議会答申)」
 ・施設の能力には限界がある
 ・施設では防ぎきれない大洪水が必ず発生することを前提

平成23年
紀伊半島豪雨
新潟・福島豪雨
 東日本大震災と同じ年に起こった豪雨災害

平成24年
九州北部豪雨
 各地で観測史上1位の記録を更新した記録的大雨

平成26年
広島土砂災害
 死者70名超、全半壊430戸の大災害



アメダス期間降水量は、安佐北区上原で287ミリを観測

平成27年
関東・東北豪雨災害
 茨城県常総市では鬼怒川堤防が決壊して40平方キロが浸水



茨城県常総市の浸水状況

平成28年
東北・北海道で台風による甚大な被害
 相次いで発生した台風が東北・北海道で猛威、高齢者グループホームで9名が死亡



被災した岩手県の高齢者グループホーム

平成29年
島根豪雨・九州北部豪雨
 島根県益田市・福岡県朝倉市などに甚大な被害



福岡県朝倉市の浸水状況

秋田豪雨
 雄物川氾濫、秋田市および大仙市などが被害



大仙市の浸水状況を伝えるニュース映像(NNN7月25日放送より)

平成30年
西日本豪雨
 台風7号および梅雨前線の影響により記録的豪雨が発生



岡山県倉敷市の浸水状況 提供:時事通信社

令和元年
令和元年 東日本台風
 台風19号により長野県・福島県をはじめとする広範囲で河川の氾濫、かけ崩れが同時多発的に発生



長野市の信濃川水系千曲川で堤防が決壊

「マイ・タイムライン」とは



自分のリスクを知り、各自の逃げ方を考えよう！

住民一人ひとりが前もって自分自身の水害リスクを知り、河川の水位上昇時に、各自の防災行動を時間ごとに整理し、まとめたものです。洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されます。

「逃げキッド」を使ってマイ・タイムラインを作ってみよう！

逃げキッドとは、マイ・タイムラインを分かりやすく作成できるように検討された教材です。



- 逃げキッドの中身**
- 1 マイ・タイムライン作成のためのチェックシート
 - 2 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知ろう!!
 - 3 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう!!
 - 4 『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!
 - 5 みんなでつくろう! マイ・タイムライン~マイ・タイムラインをつくるためのヒント集~
 - 6 ご自宅に戻ったらみなおしてみよう



逃げキッドのデータをダウンロードして活用することもできます。

http://www.river.or.jp/jigyo/my-timeline_download.html

※本資料は無償で活用することが可能です。



マイ・タイムライン作り方動画を見ながら作成することもできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00624.html>



富山防災センターで「逃げキッド」を使ったマイ・タイムラインを作成できます。

マイ・タイムライン作成コーナー

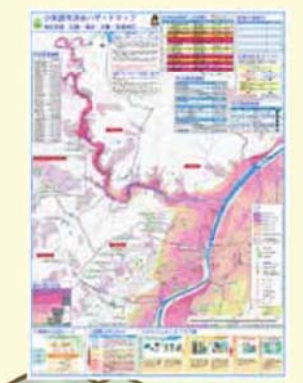
富山防災センターでは、小中学生向けのマイ・タイムライン教材「逃げキッド」を活用し、簡単かつ短時間で『マイ・タイムライン』の骨格を学びながら作成体験ができます。

学習体験内容

- 1 水害の危険性をハザードマップから学習します。
所要時間:説明動画とあわせ10分程度
- 2 「逃げキッド」を用いてマイ・タイムラインを作成
所要時間:説明動画とあわせ20分程度

マイ・タイムラインを作ってみよう

- 5mの浸水
2階建ての住宅のほぼ全体が水没する高さです。この区域の場合、建物の中にとどまらず、安全な場所への早めの避難が必要です。
- 3mの浸水
1階・2階建ての床面の高さです。この区域の場合も、2階まで浸水してしまうことがあるため、安全な場所への早めの避難が必要です。
- 0.5mの浸水
1階床面の高さになるため、浸水後に歩いて避難するのは困難です。安全な場所への早めの避難が必要です。



各自治体のハザードマップ展示コーナー

ハザードマップ展示コーナーでは、富山県内の市町村が作成した洪水ハザードマップが展示されています。また、「浸水ナビ」を使って自分が住んでいる場所が堤防決壊により浸水したときの水深を調べることができます。この浸水ナビはご自宅のパソコンやスマホでも確認いただけます。浸水ナビの使い方は裏面をご覧ください。



令和2年 6 月 1 日
河川部 河川管理課

北陸地方整備局管内11水系で治水協定を締結しました

～既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組(洪水調節機能強化に関する治水協定)～

水害の激甚化等を踏まえダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の連携の下、令和元年11月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、令和元年12月12日の同会議で策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁が連携し取り組みを進めてきました。

このたび、北陸地方整備局管内一級水系の11水系162ダムにおいて河川管理者、ダム管理者及び関係利水者で協議が整い洪水調節機能強化に関する治水協定を締結しました。

今後は、河川管理者とダム管理者及び関係利水者との情報網の整備などについての工程表を作成し、順次計画的に実行してまいります。

- ◆ 協定締結水系 荒川、阿賀野川、信濃川(上流域、中流域、下流域)、関川、黒部川
常願寺川、神通川、庄川、小矢部川、手取川、梯川
以上11水系
- ◆ 協定締結日 令和2年5月29日までに締結(11水系)
- ◆ 協定締結ダム 北陸地方整備局管内162ダム

(参考) 関連資料

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

別添資料参照

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第3回) 参考資料【一級水系のダム一覧】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/dai3/gijisidai.html

○同時記者発表クラブ○	【問い合わせ先】
新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ 山形県政記者クラブ 長野県庁会見場 長野市政記者クラブ 福島県政記者クラブ	北陸地方整備局 TEL 025-280-8880 (代表) 025-370-6769 (課直通) 河川部 河川管理課長 渡邊 一成 (内線 3751) 河川管理課長補佐 松崎 竹史 (内線 3753) (ダム担当)

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

令和元年 12 月 12 日
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所、約180億 m^3 の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億 m^3)にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する98水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

(1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

<治水協定の主な内容>

○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
 - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中にも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要となる各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
 - ・事前放流の開始基準
 - ・事前放流による水位低下量
 - ・事前放流時の最大放流量
 - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取り組み（治水協定）参加機関一覧

機関名	該当水系				立場	対象ダム
	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川		
北陸農政局			○		ダム参画利水者	境川、和田川
				○		刀利、五位
富山県土木部	○	○	○	○	河川管理者	
		○			補助ダム管理者	室牧、久婦須川、熊野川
			○			境川、和田川、利賀川
				○		子撫川、城端
富山県農林水産部		○			利水ダム管理者	湯谷川
			○		ダム参画利水者	境川、和田川、庄川合口
				○	利水ダム管理者	刀利、五位、臼中
富山県企業局		○			利水ダム管理者	菅沼、八尾、若土、中山、猿越
		○			ダム参画利水者	室牧
			○		ダム参画利水者	境川、和田川
				○	利水ダム管理者	太美
				○	ダム参画利水者	子撫川、刀利
岐阜県県土整備部		○	○		河川管理者	
					補助ダム管理者	丹生川
富山市		○			ダム参画利水者	久婦須川
南砺市			○		ダム参画利水者	境川
				○	ダム参画利水者	城端
高山市		○			ダム参画利水者	丹生川
砺波広域圏事務組合			○		ダム参画利水者	庄川合口
北陸電力(株)	○				利水ダム管理者	有峰、祐延、小口川、小俣、新中地山、真川調整池、真立、岩井谷
		○				神一、神二、神三、新猪谷、浅井田、久婦須第二
関西電力(株)		○			利水ダム管理者	下小鳥、打保、坂上、角川
			○			小牧、祖山、椿原、小原、鳩谷、成出、赤尾、庄川合口、利賀、千束、境川、利賀川
電源開発(株)			○		利水ダム管理者	御母衣、大白川、大黒谷、白水
中部電力(株)		○			ダム参画利水者	丹生川
富山共同自家発電(株)		○			利水ダム管理者	双六
日本海発電(株)		○			ダム参画利水者	久婦須川
富山地方气象台						※治水協定締結対象外
岐阜地方气象台						※治水協定締結対象外
富山河川国道事務所	○	○	○	○	河川管理者	
利賀ダム工事事務所			○		河川管理者	※治水協定締結対象外

水害対応タイムラインの作成について

- 国土交通省がとりまとめた「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1改定）」において、**県管理河川（水位周知河川）の沿川等の市町村において、水害対応タイムラインを作成することが求められている。（令和2年度まで）**
- 県内市町村においても、**県管理河川（水位周知河川）を対象とした「避難勧告着目型タイムライン」を作成していただきたい。**

【富山県における作成方針】

① 作成するタイムライン 「避難勧告着目型タイムライン」

とりあえず河川毎にパワポ1枚のみです
意外とすぐできあがります（作成例別添）

② 作成対象の河川 県管理河川の水位周知河川

③ 作成の主体 県管理河川（水位周知河川）の沿川等の市町村 ⇒**県内全ての市町村が対象です**

④ 作成の目標 **令和2年出水期まで（遅くとも年度内まで）※R2.4月現在9市町で作成済**

タイムライン（防災行動計画）とは

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画
避難勧告着目型タイムラインとは

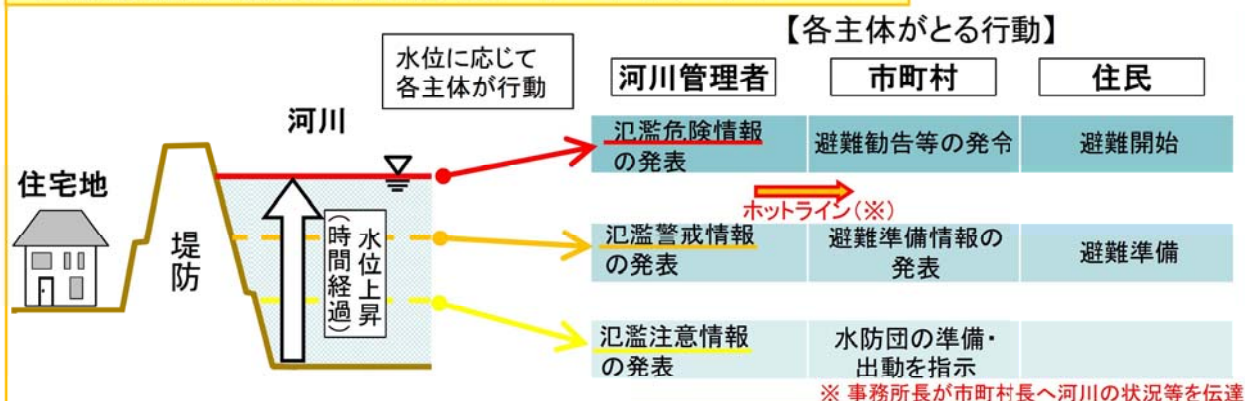
市町村長による避難勧告等の発令に着目して河川管理者と市町村長が協力して作成・運用するもの

避難勧告着目型タイムラインの概要

取組概要

- 市町村長が避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、全国の直轄河川や**都道府県管理河川（水位周知河川）を対象に避難勧告等の発令に着目したタイムライン**を策定。
- 現在までに、全国109水系の730市町村と連携し、洪水を対象とするタイムラインを策定。各地域で実践し有効性を確認。
- 避難勧告等の発令までにとるべき行動を、あらかじめ市町村と河川事務所が協力して整理・共有することを通じて、避難勧告の発令のタイミングや手順の理解を促進。

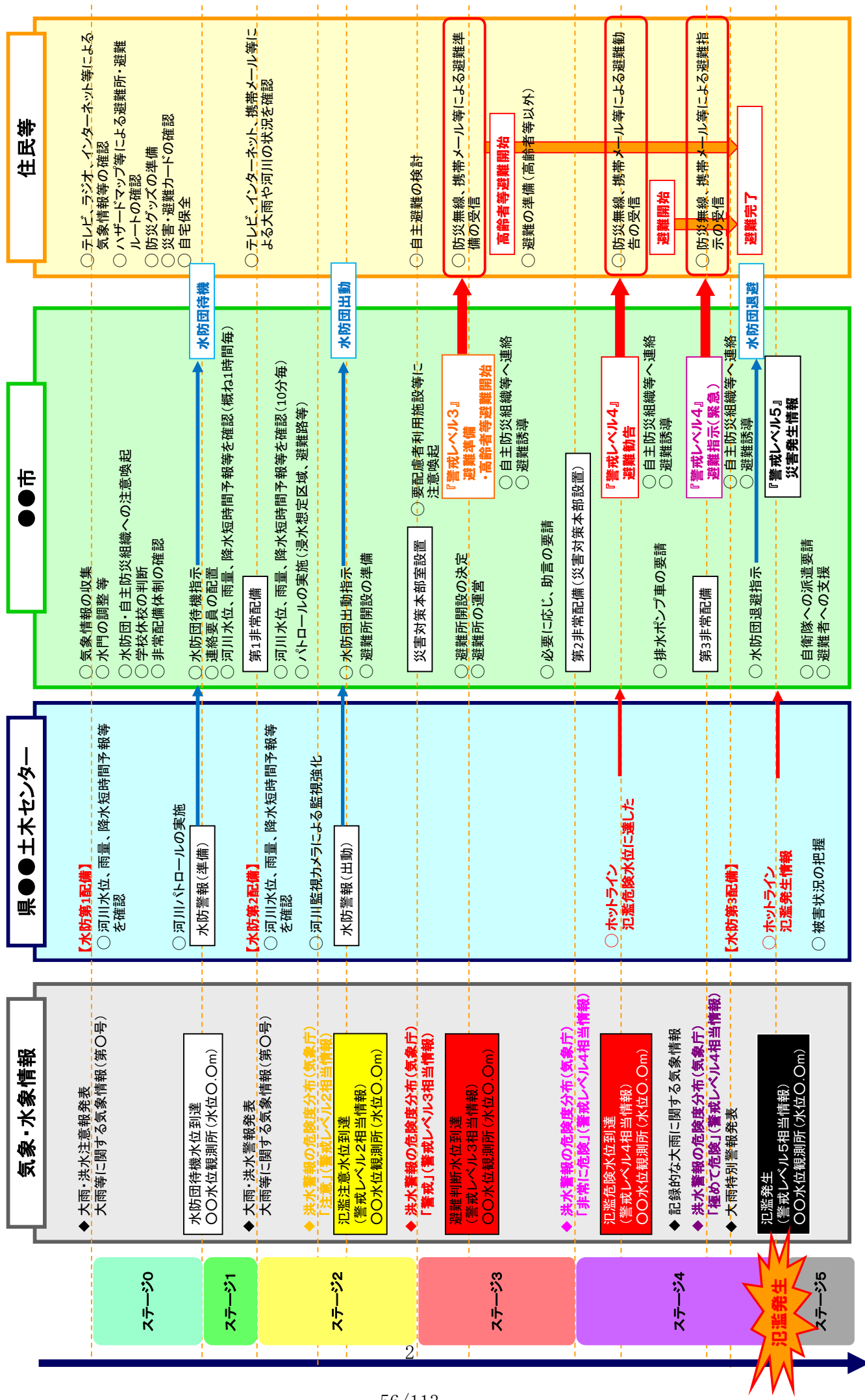
避難勧告等の発令に着目したタイムラインのイメージ



【〇〇川水系〇〇川】タイムライン(防災行動計画)

対象災害:前線性出水
種別:避難勧告着目型

作成イメージ



○水害対応タイムライン策定 進捗状況

R2. 4現在

市町村名	国直轄河川		県管理河川			対象河川名	備 考
	【避難勧告着目型】		【避難勧告着目型】				
	策定済	策定年月	作成中	策定済	策定年月		
富山市	○	～H27. 11		○	R2. 3	常願寺川(国)、神通川(国)、西派川(国)、井田川(国)、熊野川(国)、いたち川、土川、熊野川、山田川、坪野川、上市川、白岩川、栃津川、庄川(国)、大岩川	
高岡市	○	～H27. 11	○		R2出水期までを目途に作成中	庄川(国)、小矢部川(国)、千保川、祖父川、岸渡川、和田川、子撫川、横江宮川、小矢部川	
魚津市	対象外			○	H30. 6	布施川、片貝川、鴨川、角川、早月川	
氷見市	対象外		○		R2出水期までを目途に作成中	宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、泉川	
滑川市	○	H28年度		○	R2. 3	常願寺川(国)、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川	
黒部市	○	～H27. 11		○	R2. 3	黒部川(国)、吉田川、高橋川、黒瀬川、布施川、片貝川、舟川	
砺波市	○	H27. 3 (H31. 4)		○	R2. 3	庄川(国)、小矢部川(国)、小矢部川、岸渡川、横江宮川、旅川	
小矢部市	○	～H28. 8	○		R2出水期までを目途に作成中	小矢部川(国)、庄川(国)、岸渡川、子撫川、横江宮川、洪江川、小矢部川、旅川	
南砺市	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	小矢部川(国)、小矢部川、山田川、旅川、横江宮川、洪江川、庄川(国)	
射水市	○	～H28. 8		○	R2. 3	神通川(国)、庄川(国)、小矢部川(国)、下条川、和田川	
舟橋村	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	常願寺川(国)、上市川、白岩川	
上市町	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	常願寺川(国)、上市川、白岩川、栃津川、大岩川	
立山町	○	～H28. 8		○	R2. 3	常願寺川(国)、上市川、白岩川	
入善町	○	H27. 11		○	R2. 3	黒部川(国)、小川、舟川	
朝日町	○	H28年度		○	R2. 3	黒部川(国)、境川、笹川、木流川、小川、三合川、舟川	
合計	13	対象13市町村	6	9			

・ R2. 2に各市町村担当者に説明し、R2出水期前までを目途に作成をお願いしています。

県管理ダムにおけるホットラインの構築（今年度から試行）

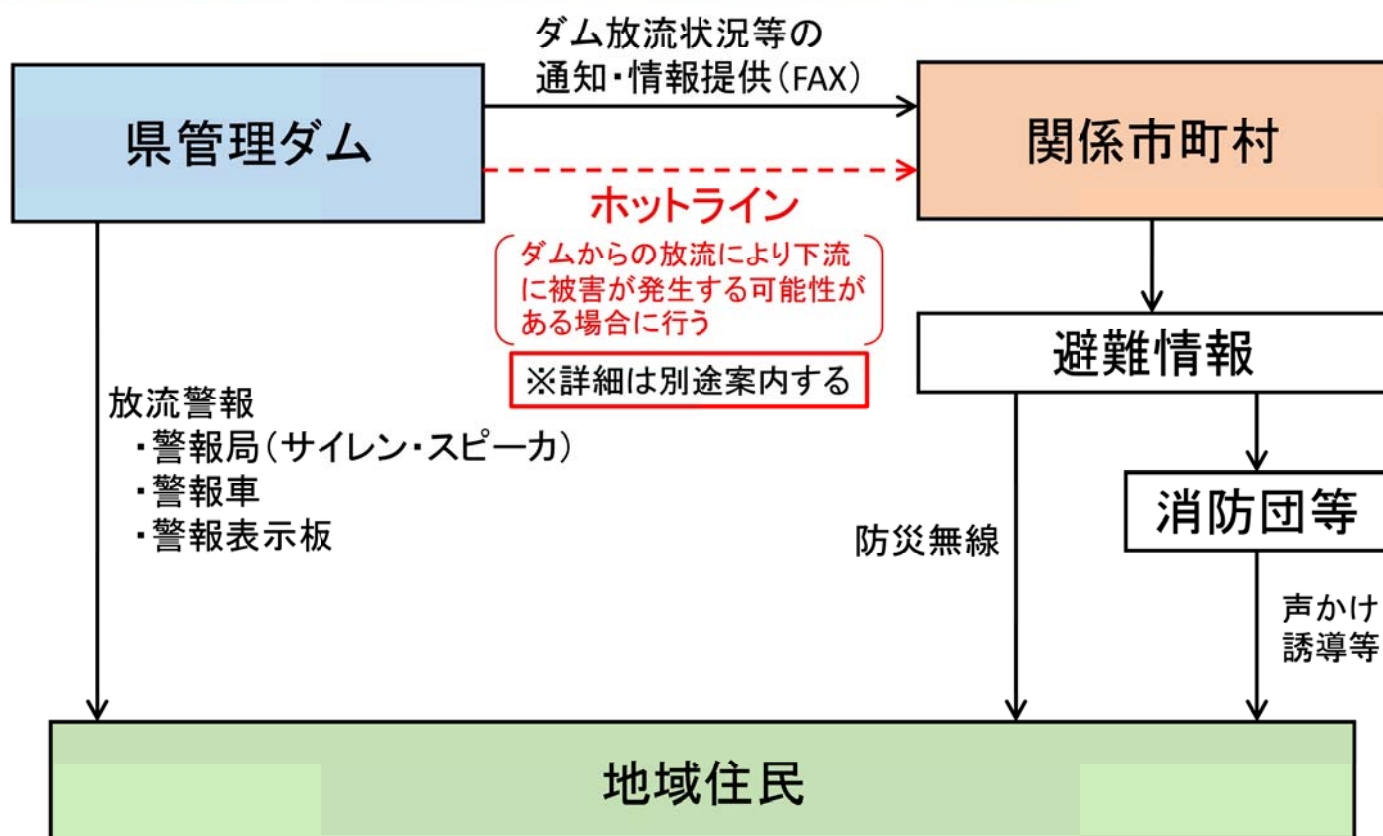
- 平成30年7月豪雨を踏まえ、国では、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、操作に関わるより有効な情報提供等のあり方を検討することを目的として、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」を設置した
- この検討会において提言がとりまとめられ、「避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化」が対応すべき内容として示された



市町村長が避難情報の発令を判断するために必要となるダムの状況などを、ダム管理者から市町村長等に電話等で直接伝える仕組み（ホットライン）の構築を行う

（平成29年度から県管理河川では、河川の情報直接提供の仕組み（ホットライン）を試行している）

地域住民への情報の流れ



市町村担当者(防災・建設)の方をお願いしたいこと

1 地域防災計画の記載充実

- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制に関する事項等(避難情報発令基準、避難場所、避難経路等)
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の記載および施設の精査(施設情報の把握・更新)

2 要配慮者利用施設への支援等

- ・避難確保計画の作成、継続的な避難訓練の実施への支援

3 住民への周知啓発

- ・ハザードマップの作成・配布、防災訓練の実施等

4 災害報告

- ・発生日時、場所、被害状況等について、わかる範囲で第1報をお願いします。

＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 富山県 土木部 砂防課 資料 P1＞

1

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について

【土砂災害防止法の改正】

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月に改正された。

これにより、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となった。

※市町村地域防災計画に定められた施設が対象

【富山県内の状況(令和元年12月末時点)】

- ・避難確保計画作成率:86.7%(60施設中52施設)
- ・避難訓練実施率:48.3%(60施設中29施設)

【今後の課題】

- ・市町地域防災計画の見直しによる要配慮者利用施設の追加
- ・避難訓練の実施率向上

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設104

うち地域防災計画位置付け未済44	うち地域防災計画位置付け済60	うち土砂法に基づく避難計画作成済52 うち避難訓練実施済29	うち独自の計画作成済1
------------------	-----------------	-----------------------------------	-------------

＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 富山県 土木部 砂防課 資料 P2＞

1

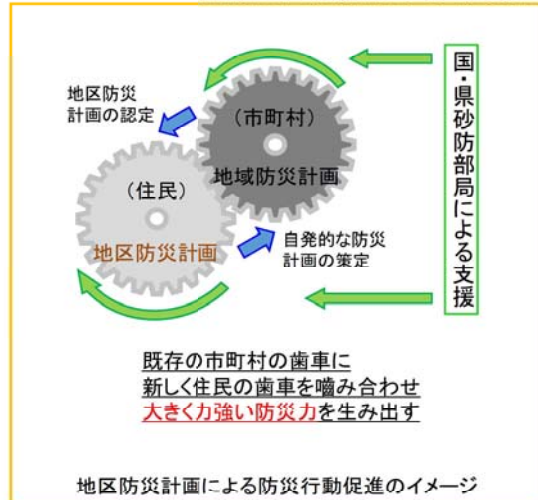
2

実効性のある避難を確保するための取り組みについて

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会※において、「要配慮者への対応も含め、地区の住民自らが地区や個人の実情を踏まえた上で、**ハザードマップや地区防災計画の作成等を通じて警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保**すべき」とされた。

このため、県内の1地区をモデルケースとする土砂災害ワークショップを開催し、土砂災害に関する講座や身近にある危ないところ、大雨時の避難について話し合いを行うとともに、地区内の要配慮者利用施設を対象とした避難訓練(机上)を実施した。

※平成30年7月豪雨による土砂災害の被害の実態等の検証と今後の対策のあり方を検討するため設置



<常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 富山県 土木部 砂防課 資料 P3>

3

2020年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2020年 全国一斉の取組】 「避難の声かけ、安全の確認」



今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、昨年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

(県内の実施状況)



立山町(令和元年10月26日)



滑川市(令和元年12月7日)

【R元年度 富山県内での声かけ避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある県内14市町(舟橋村除く)のうち、13市町で県または市町の防災訓練において、声かけ避難訓練を実施した。

<常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 富山県 土木部 砂防課 資料 P4>

2

4

府政防第 779 号
 消防災第 62 号
 健感発 0401 第 1 号
 令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県
 保健所設置市
 特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
 衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（避難生活担当）
 （公印省略）

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
 防災課長
 （公印省略）

厚 生 労 働 省 健 康 局
 結核感染症課長
 （公印省略）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（参考）

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A （一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会HP）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipec/2019ncov_jpan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉

TEL03305591（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）

TEL03323735（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤

TEL03352257（直通）

令和2年4月7日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011 年 3 月 24 日版

平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）
作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（平成 28 年 4 月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会 HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

府政防第 819 号
消 防 災 第 72 号
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当)
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。

(報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/index.html>)

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力(以下「避難の理解力」という。)を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。(当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい)

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号)を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を發出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

(1) ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2，3：

<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

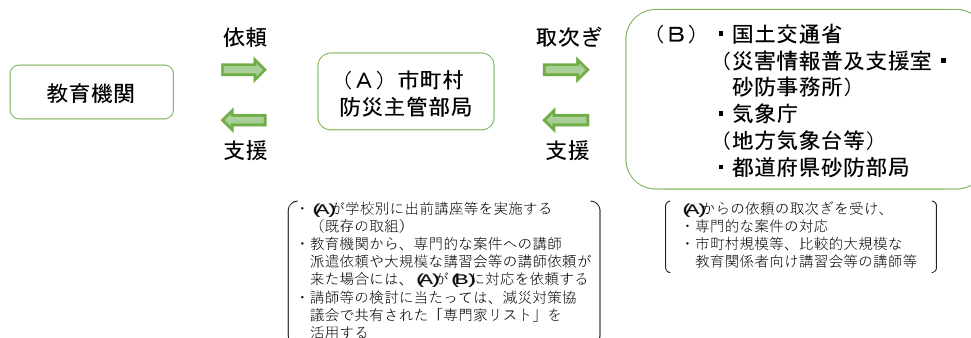
(2) 水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/h30_hi_nankankoku_gui_deline/index.html

・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

http://www.jna.go.jp/jna/ki_shou/knownfukukyousai/index.html

・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyoui.ku.next.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

・避難行動判定フロー (再掲)

・災害・避難カード: 災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/sai_gai_ji_rei_syu.html

・マイ・タイムライン: 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://mytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援(新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。)があることについて、別途通知予定。

(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第 19 号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

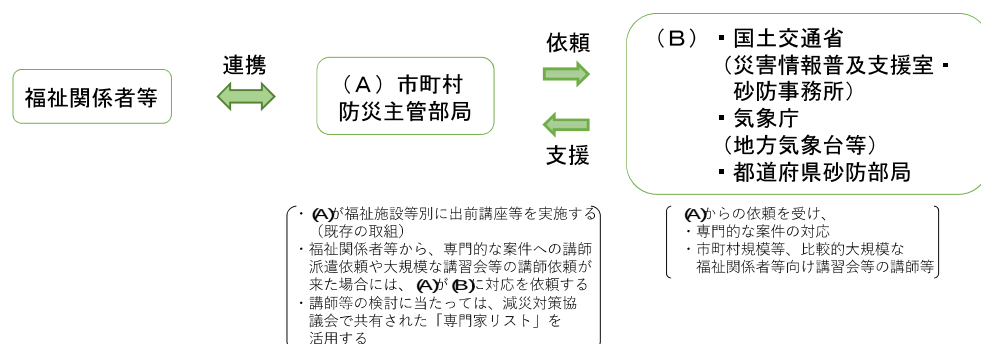
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとすべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成 31 年 3 月改訂）」において、警戒レベル 4 避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば 3 回に 1 回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないように必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
 - ・ Web サイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
 - ・ ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
 - ・ キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM 放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第 19 号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査

TEL: 03-301-533 FAX 03-301-630

- 消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長

TEL: 03-523-735 FAX 03-523-735

令和2年4月28日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足すること考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>
観光庁観光産業課
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)
TEL 03-5253-8330 (直通)

国 水 環 防 第 7 号
令和 2 年 5 月 22 日

富山県 土木部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成 29 年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和 2 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和 2 年 4 月 30 日）で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」
(平成31年3月 内閣府(防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)
([URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf))
 - ・非常災害対策計画の作成のポイント(P4)
 - ・病院の事例：今井整形外科医院(P81～105)、鷺沼産婦人科医院(P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 三村 恭則(内線 35439)
津波水防係長 太田 克久(内線 35457)
TEL: 03-5253-8111(代表) FAX: 03-5253-1603

(参考) 富山県内における浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト

(想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	所在地	指定種類
1	高岡市民病院	高岡市	第二種感染症指定医療機関
2	富山県立中央病院	富山市	第一種感染症指定医療機関
3	黒部市民病院	黒部市	第二種感染症指定医療機関
4	富山市民病院	富山市	第二種感染症指定医療機関
5	市立砺波総合病院	砺波市	第二種感染症指定医療機関

※各施設の浸水深については洪水ハザードマップにより確認願います。

令和2年5月21日
府政防第939号
消防災第87号
健感発0521第1号

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 （一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を求めておくことが望ましい。

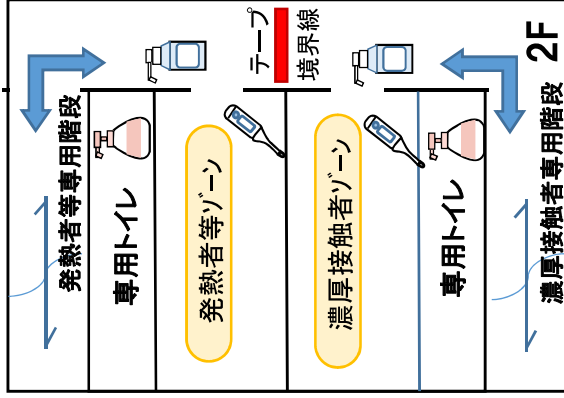
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を疑われる者の対応については、防疫担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

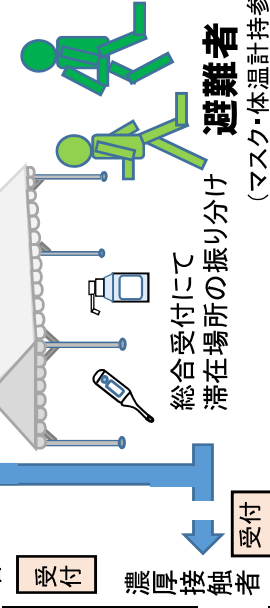
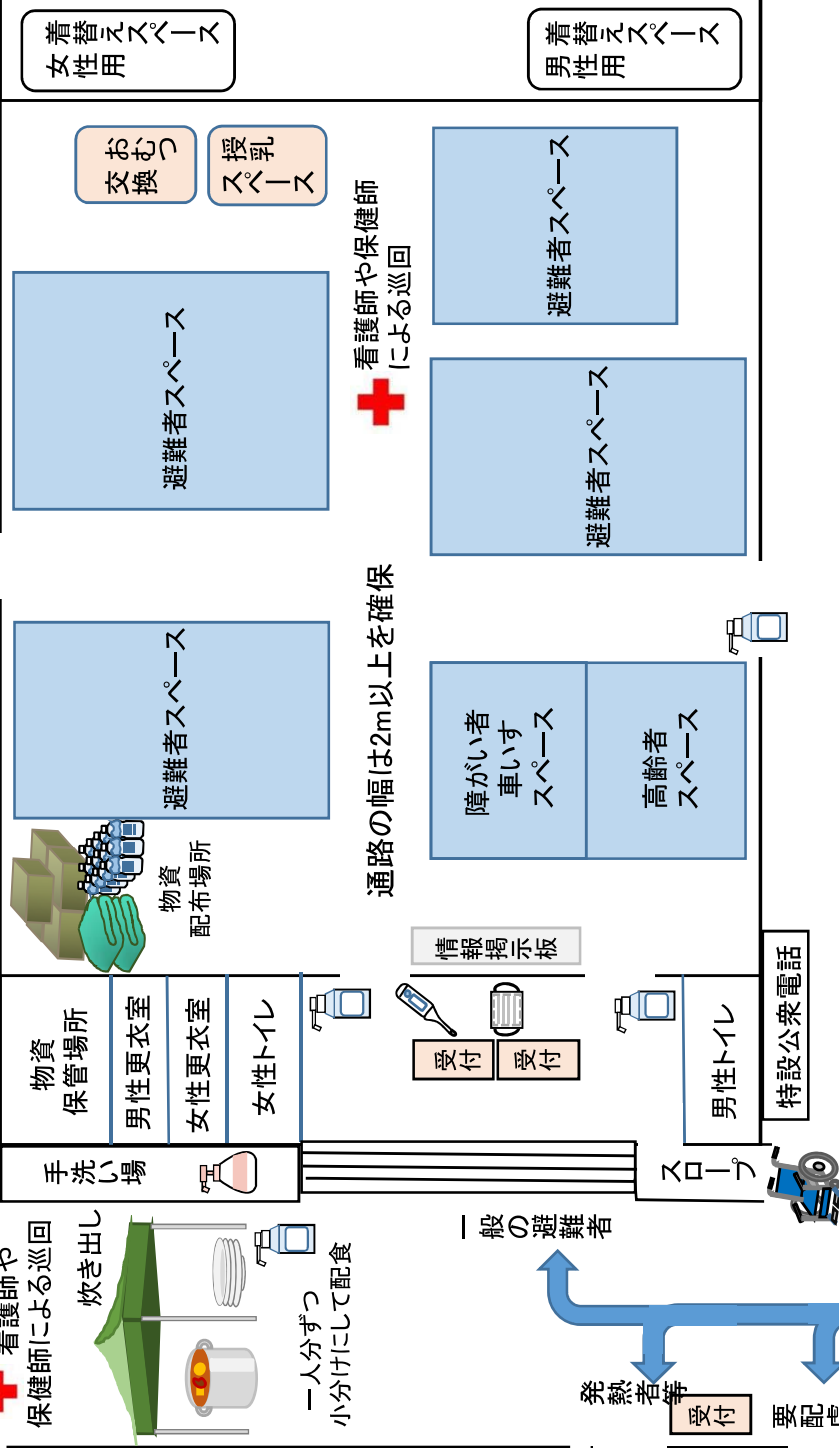
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

<専用スペース>



<集合スペース>



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

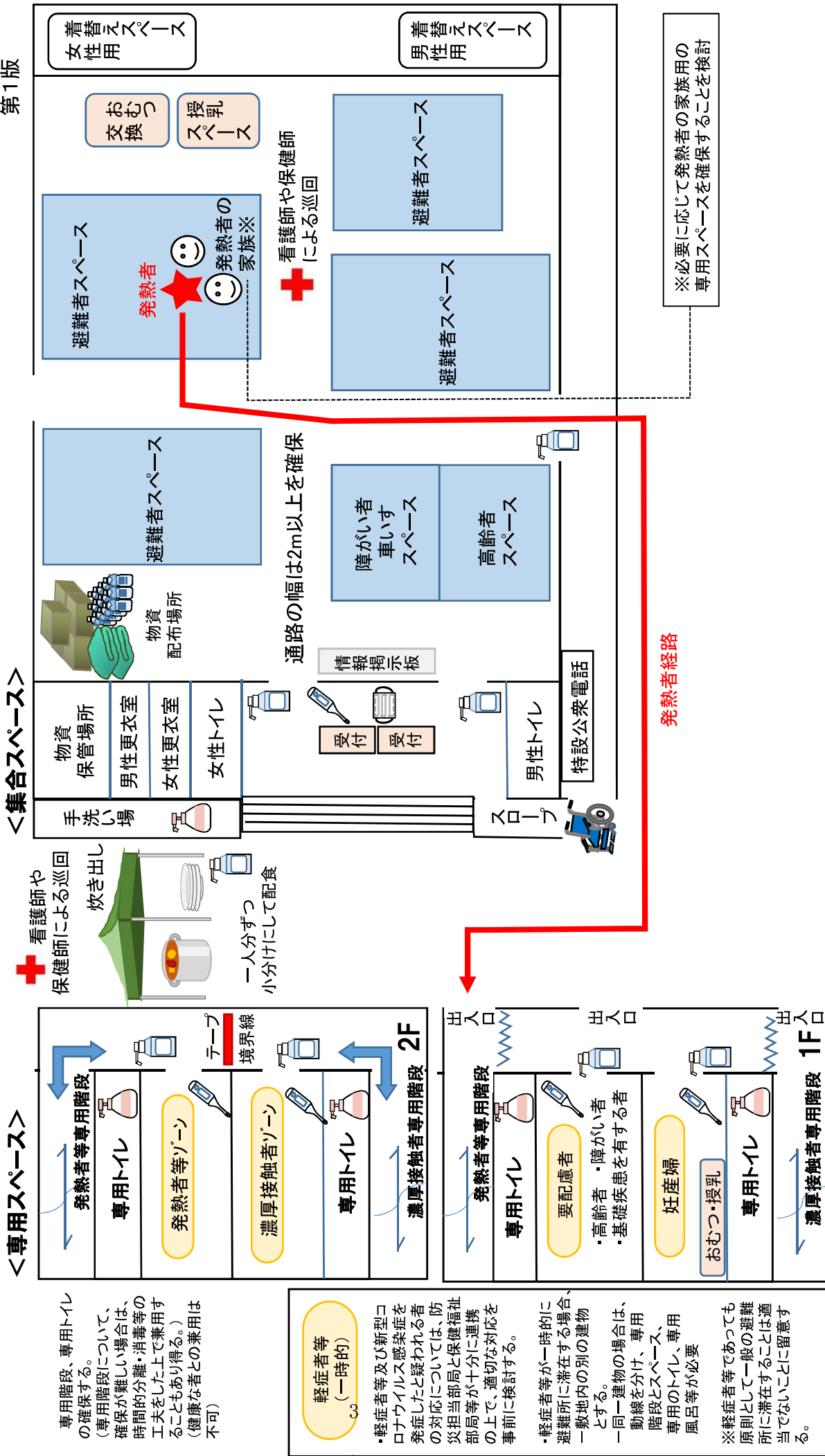
用意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.5.20
第1版

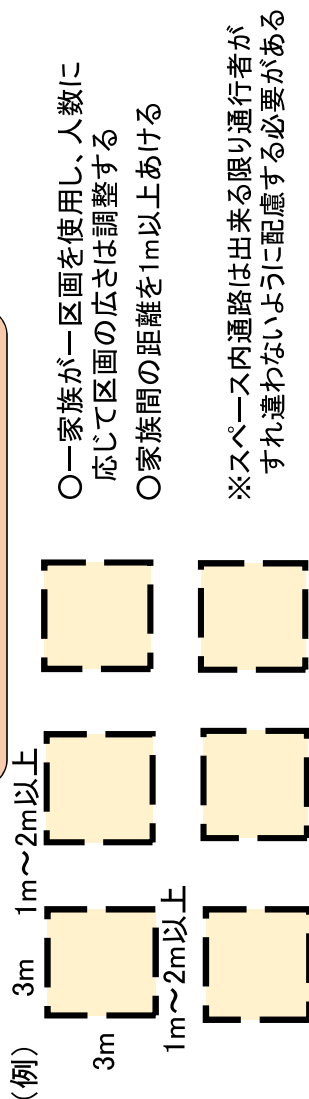


※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

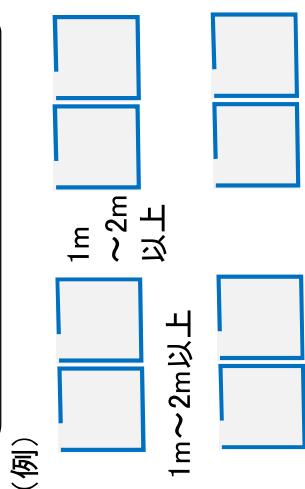
健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

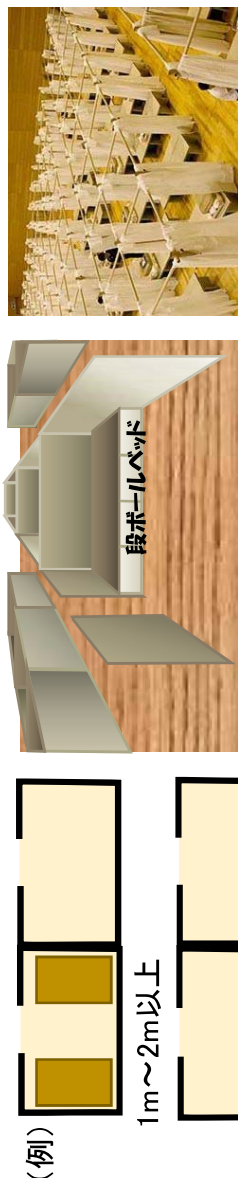


テントを利用した場合



○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



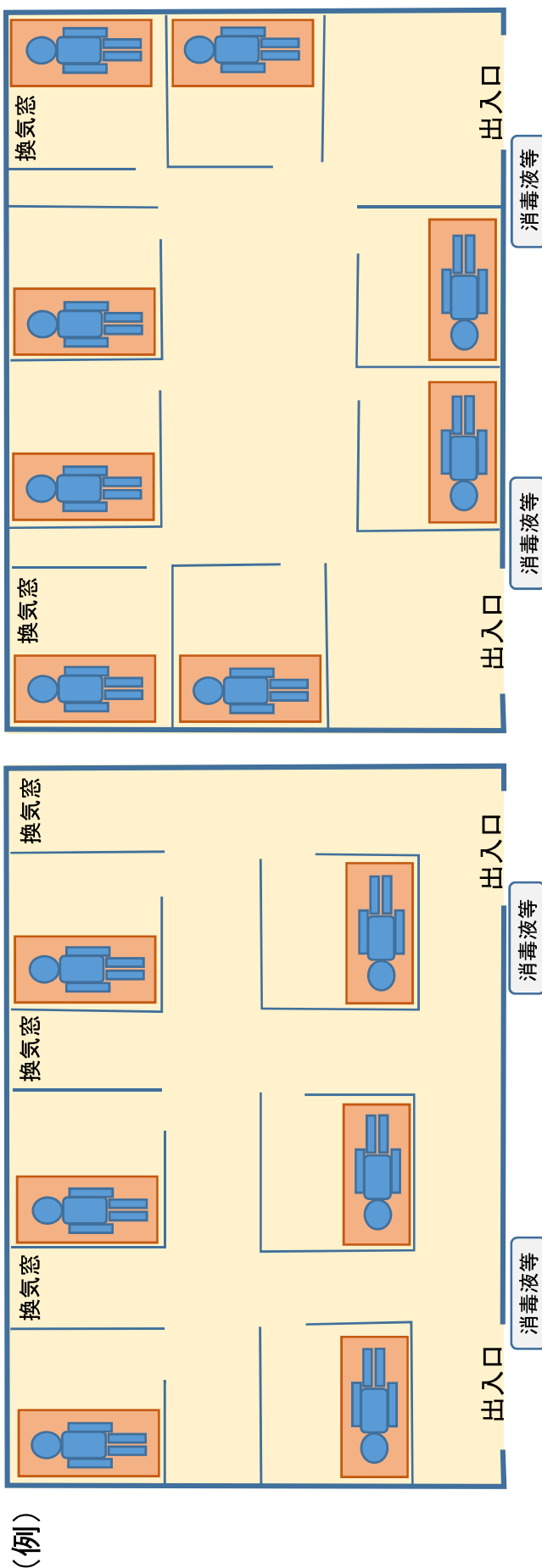
1m~2m以上

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
- ※ 濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・ 感染予防および医療・保健活動のしやすいさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の日災発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

令和2年5月21日
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出
の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等[※]が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。(別添1)

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

府 政 防 第 930 号
消 防 災 第 86 号
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。
また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類の種類は、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR 検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

- 貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。
- 貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています(自治体とご協議下さい)。
- 貸出の期間は、自治体とご協議下さい。(災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。)
- 団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形(案)をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
〇〇研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

（1）所在

（2）区分 建物及び土地

（3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長

殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- （1）所在
- （2）区分 建物及び土地
- （3）数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- （1）施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- （2）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
〇〇研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

（1）所在

（2）区分 建物及び土地

（3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長

殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出
の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等※が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添 1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。(別添1)

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

府 政 防 第 930 号
消 防 災 第 86 号
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の日災発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。
また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類の種類は、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR 検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

- 貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。
- 貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています(自治体とご協議下さい)。
- 貸出の期間は、自治体とご協議下さい。(災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。)
- 団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形(案)をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
〇〇研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

（1）所在

（2）区分 建物及び土地

（3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長

殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
〇〇研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

（1）所在

（2）区分 建物及び土地

（3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長

殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- （1）所在
- （2）区分 建物及び土地
- （3）数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- （1）施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- （2）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

府 政 防 第 942 号
消 防 災 第 88 号
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）等を発出したところです。

これらの通知において、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。
2. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合においては、同法第 4 条第 1 項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第 4 条第 1 項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
3. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田

TEL 03-3503-9394（直通）

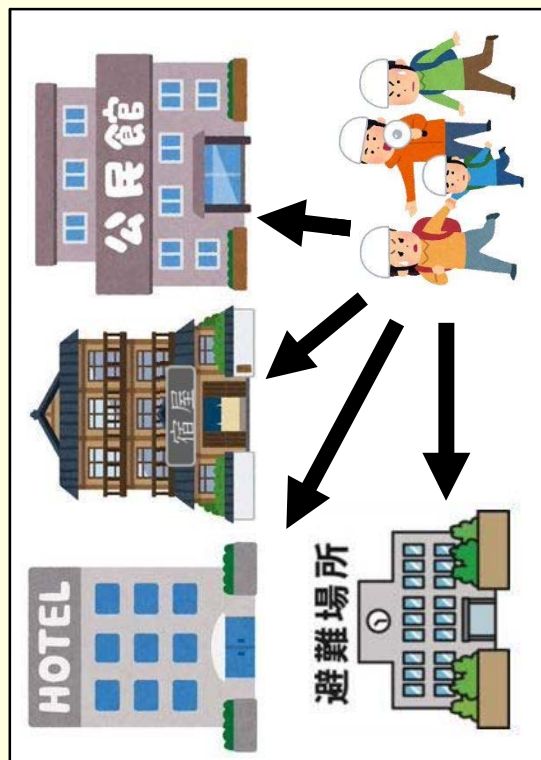
消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野、鈴木

TEL 03-5253-7525（直通）

避難所としてのホテル・旅館・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。



□個人 ■事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な施設

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府（防災担当）避難生活担当

避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。



□個人 □事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な物資

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課

富山県 土木部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成 29 年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和 2 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和 2 年 4 月 30 日）で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」
(平成31年3月 内閣府(防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)
(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>)
- ・非常災害対策計画の作成のポイント(P4)
- ・病院の事例：今井整形外科医院(P81～105)、鷺沼産婦人科医院(P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 三村 恭則(内線35439)
津波水防係長 太田 克久(内線35457)
TEL:03-5253-8111(代表) FAX:03-5253-1603

(参考) 富山県内における浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト

(想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	所在地	指定種類
1	高岡市民病院	高岡市	第二種感染症指定医療機関
2	富山県立中央病院	富山市	第一種感染症指定医療機関
3	黒部市民病院	黒部市	第二種感染症指定医療機関
4	富山市民病院	富山市	第二種感染症指定医療機関
5	市立砺波総合病院	砺波市	第二種感染症指定医療機関

※各施設の浸水深については洪水ハザードマップにより確認願います。